

武器の規制と人間の安全保障

「コントロール・アームズ」日本キャンペーン レポート



control arms

2003年10月、国際的なNGOであるアムネスティ・インターナショナル、オックスファム、国際小型武器行動ネットワーク(ANSA)は、武器が人権侵害や国際人道法に反する行為などに使われることを阻止することを目的とした「コントロール・アームズ」キャンペーンを開始しました。日本では、2005年4月現在、アムネスティ・インターナショナル日本、オックスファム・ジャパン、ネットワーク地球村、インターバンド、テラ・ルネッサンスの5団体が協働しています。

このレポートは、下記のスタッフにより執筆された、「コントロール・アームズ」日本キャンペーンのレポートです。

筆者・このレポートの内容に関するお問い合わせ先

執筆 装丁 夏木 碧

(なつきみどり: オックスファム ジャパン 「コントロール・アームズ」ポリシー オフィサー)

ただし、コラム2(p.8)、コラム3(p.21)、コラム4(p.52)は、林明仁(東京大学大学院)提供



お問い合わせ先 E-mail: midori@oxfam.jp

©2005 Oxfam Japan

本レポートの一部あるいは全部を、上記著作権保有者による事前の書面での許可なく無断で転用・転載することを禁止します。また、本レポートで使用している各画像は、それぞれの著作権保有者に属し、本レポートは各著作権保有者の許可のもとに使用しています。よって、本レポート以外においてこれらの画像を使用する際には、各画像の著作権保有者からの許可が必要です。

This report was written and designed by Midori Natsuki of Oxfam Japan, for the Control Arms Campaign in Japan. As such, for re-using or reproducing the whole or a part of this report, prior written permission must be obtained from the copyright holder, Oxfam Japan. Each photo used in this report belongs to its own copyright holder. If one wishes to use any of the photos used in this report, he/she must obtain permission from the original copyright holder. Please contact midori@oxfam.jp for further information.

定義

- 特別な表記がない限り、このレポートのなかで「武器」とは、全ての通常兵器を意味します。通常兵器は、以下のように分類することができます¹。

通常兵器	小型武器 (狭義)	回転式拳銃、連発式拳銃、ライフル銃及びカービン銃、アサルト銃、短機関銃、軽機関銃などであり、人間一人で携行、使用できるもの
	小型武器 (広義)	重機関銃、携帯型手榴弾発射台、携帯型発射砲、携帯型対戦車用銃及び無反動ライフル銃、携帯対戦車ミサイル及びロケット発射装置、携帯用対空高射砲、口径100ミリ以下の直撃砲など、数人の人間が一組となって携行、使用できるもの
	弾薬及び 爆発物	小型武器用弾薬筒、軽兵器用弾薬及びミサイル、対空・対戦車用可動式砲弾及びミサイル、対人・対戦車用手榴弾、地雷、爆発物
重兵器	戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル及びミサイル発射装置、など	

- 武器の「移転」とは、輸出、贈与、軍事支援その他、すべての国境を越えた武器の移動を指しません。
【このページの注は、第一章の章末注にまとめてあります】

目次

はじめに	4
第一章 安全は誰のためにあるのか？	6
武器の使用に関する国際法上の制約	6
武器の氾濫	7
不正に使用される武器	8
小型武器の役割	9
第二章 武器による被害	12
生命に対する権利の侵害	12
市民的及び政治的権利の侵害	13
社会的及び経済的権利の侵害	14
発展の阻害	14
第三章 なぜ今、武器の規制が必要なのか？	19
民間人の犠牲の増加	20
社会における銃?? 制御不能になりつつある現状	20
武器の供給に関する諸問題	21
「テロとの戦い」	25
第四章 事例研究 :1990 年代アンゴラ	28
第五章 キャンペーンの提言	47
これまでの取り組みに欠けている部分	49
武器貿易条約 (ATT) とは	53
日本政府が果たすべき役割	55
付属 「ミオン・フェイス」顔署名キャンペーン	59
キャンペーン参加団体	60
参考文献目録	62

表紙写真説明：2000年10月10日、イスラエルの占領地区で、イスラエル軍が約400人の群衆に向けて発砲しました。そのうちの多くは子どもでした。11歳のサーミー・ファトヒー・アブー・ジャッザール(Sami Fathi Abu Jazzar :写真手前)は、頭に銃弾を受け、致命傷を負いました。他にも6人のパレスチナの人々が怪我をしました。三週間後、エルサレムの市場のなかで爆弾を積んだ車が爆発し、イスラエル人2人が死亡し、居合わせた10人が怪我をしました。イスラエルは武器製造国であるとともに、1990年代のアメリカ合衆国からの軍用ライフルの最大輸入国でした。一方、パレスチナの武装集団などが使用する武器は、様々な方法で入手されています。自分たちで作ったり、ヨルダンやエジプトから密輸したり、さらにはイスラエルの武器商人から買っていたとも言われています³。

表紙写真 ©AP

背表紙写真 ©Crispin Hughes/Oxfam

【このページの注は、第一章の章末注にまとめてあります】

はじめに

毎日のように何百万人という人々が、武器の使用を伴った暴力の脅威にさらされており、小型武器のみによっても、一分間に一人が命を落としていると推計されています⁴。リオデジャネイロやロサンゼルスなどのギャングから、北部ウガンダなどの武力紛争にいたるまで、世界における武器の拡散と不正使用は手におえない状況になっています。武器の拡散と不正使用は、多くの人々の命を奪い、残された人々の心に深い爪痕を残し、生活を破壊し、貧困から逃れる機会を奪い去っていきます。その一方で、1994年から2003年までの期間に、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ及び中東の国々が武器⁵に費やした金額の年平均は、ミレニアム開発目標のうちの「2015年までにすべての子どもが小学校に通えるようにする」及び「2015年までに児童の死亡率を3分の2引き下げる」という二つの目標を実現するのに年間に必要とされている額(220億ドル)⁶を上回っていることが報告されています⁷。

現在、武器の拡散と不正使用がもたらす影響は深刻な局面にあります。その一方で、2001年9月11日以降、「テロとの戦い」において「味方」とされる国々に武器を移転することができるようにするために、武器移転に関する規制を緩めた国もあります⁸。彼らの「味方」が、武器を使って国際人権法および国際人道法を侵害するような行為を行う可能性は、考慮されていません。武器の移転規制についての議論は1990年代から活発になってきていますが、各国政府による実際の取り組みは遅々として進んでおらず、武器の移転を規制する法的拘束力のある国際的な取り組みも、不十分なままです。

全ての政府は、武器に関して規制する責任があります。これは、国民を守るために国内での武器所有などを規制すること、そして、国際人権法及び国際人道法などが世界で遵守されるように自国からの武器の移転などを規制することを意味します。武器の流通及び武器生産の拡散を規制し制限するために、各国政府は協調しなければなりません。最低限でも、国際人権法及び国際人道法に違反する行為のために用いられる危険性があることが明らかとなるときには、武器の移転元の国々は、移転を許可してはなりません。国連安全保障理事会の常任理事国5カ国(アメリカ合衆国、イギリス、中国、フランス、ロシア)からの武器の移転は、世界の武器移転全体の88パーセントを占めていると言われます⁹。とりわけ、大量の武器を移転しているこれらの国々には、移転などの規制に取り組む重大な責任があります。

また、この問題には、武器の供給と需要の双方からの取り組みがなされることが肝要です。よって、武器の使用を伴った暴力の影響を直接に受けているコミュニティの協力が重要です。そのためには、人権を擁護するような合法的治安部隊によって、人々が守られなければなりません。「コントロール・アームズ」キャンペーンは、武器の流通を管理することができることを主張します。1997年の対人地雷禁止条約¹⁰は、対人地雷の禁止に向けて積極的に動いた政府と、一般の人々の支持によって結実しました。対人地雷による惨害は完全に消滅してはいませんが、1997年以降に地雷を公然と輸出した国はありません。武器貿易条約(Arms Trade Treaty: ATT)を成立させるためには、政府の行動および一般の人々による圧力が必要です。

2003年10月、アムネスティ・インターナショナル、オックスファム、及び500以上の団体から成る国際小型武器行動ネットワーク(IANSA)は、武器の規制を求めるキャンペーンを開始しました。このキャンペーンは、コミュニティレベル、国家レベル、地域レベルから国際レベルに至るまで連繋のとれた行動を緊急に起こすことを提言します。日本でも、アムネスティ・インターナショナル日本、オックスファム・ジャパン、IANSA加盟団体のインターバンド、テラ・リネッサンス、ネットワーク『地球村』が、2004年12月、正式にキャンペーンを開始しました。

キャンペーンの主な提言（詳細は第五章参照）

1) 国際レベル

- 武器貿易条約(ATT: The Arms Trade Treaty)を締結し、国際人権法および国際人道法などを侵害する行為に用いられる可能性がある場合などの武器移転を禁止するべきです。
- 武器のブローカー取引、輸送、資金調達、ライセンス生産などに関して、武器貿易条約の原則に沿った国際的な方策がとられるべきです。
- 武器が出回り、不正に使用されていることにより深刻な被害が生じている地域への支援として、より多くの資金援助がなされるべきです。

2) 地域レベル

- 国際人権法および国際人道法が遵守されるべく、武器規制に関する地域的な合意が各国政府間で形成され、強化されるべきです。

3) 国家レベル

- 各国政府は、武器を規制し、武器による暴力から市民を守るための対策を整備、強化するべきです。
- 各国政府は、軍や治安部隊が不正に武器を使用しないことを保証するべきです。
- 各国政府は、武器の輸出入、通過、生産、管理、使用を規制するために、現行法の遵守を確保する、もしくは新たに法を整備するべきです。
- 各国政府が武器を移転する際には、武器貿易条約の基準が適用されるべきです。
- 各国政府は、武器の生産や所持、移転などに関して、定期的に情報を公開するべきです。
- 各国政府は、市民社会と協力し、容易な武器入手や武器の不正使用についての状況を調査して、解決策を考案し、実施するべきです。
- 武力紛争の後には、各国政府は国際的な機関と協力して、武装解除、動員解除、社会復帰のプログラムを効果的に実施するべきです。

4) コミュニティレベル

- 市民社会および地方自治体は、容易な武器入手および武器の不正使用を取り締まることにより、地域の安全を確保するべきです。
- 武器による自衛がなくても安全である社会を確保し、武器による被害者を支援し、生活のためにやむをえず武器を手にする人がなくなるように、適切な方策がとられるべきです。

【「はじめに」の注は、第一章の章末注にまとめてあります】

第一章 安全は誰のためにあるのか？

「人々が使うことができたし、農作業の助けになったりするような器械を発明すればよかった・・・例えば、芝刈り機とか。」

ミハイル・カラシニコフ、AK47などのアサルト・ライフルの設計者、ロシア、2002年¹

銃を一丁手に入れるなんて、夕バコを一箱手に入れるくらい簡単なことだ。」

エヴァン・ジーン・ロレス、アメリカ合衆国、1997年（殺人罪で終身刑）²

「俺らが運んだのは、大抵は真新しいIAKとか弾薬とかだった。俺らにとっては、普通の業務だよ。・・・あそこで戦争してることは分かってる。俺らはただのチャーター便のパイロットだ。戦争には関わってないし、・・・俺にとっては積荷ってだけのことだ。でも、・・・明らかにその、・・・なかには、あまり良くない積荷もある。」

キャプテン・ブライアン・マーティン、2000年
(ルワンダとウガンダからコンゴ民主共和国の東部の町キサンガニに武器を輸送)³

武器の不正使用は頻繁に起きています。

- 国際法に則って使用されれば、武器は正当に使用されることが可能です。しかし実際には、国家治安部隊によっても非国家の武装集団によっても、国際人権法や国際人道法などを侵害するような行為に用いられることが多いのです。
- 武器が入手可能なために、紛争が激化しています。公式には紛争が終了したとされる状況でも、武器の使用を伴う暴力が多発しています。
- 通常兵器のなかでも、とりわけ小型武器が不正に使用されることによって、より多くの死傷者が生まれています。

武器の供給の問題は国際的な規模での問題ですが、その影響は、一人一人の安全を大きく脅かすものです。コートジボアール、カンボジアからコロンビアに至るまで、武器が不正に使用されることによって毎年多くの人々が殺され、さらに多くの人々が怪我を負っています。人権に対する間接的な影響はさらに広範です。武器が不正に使用されることは、人々が病院、耕作地、学校や市場に行くことができなくなる状況を生み出します。このことは短期的には栄養不良や乳幼児の死亡率の上昇などをもたらし、長期的には識字率の低下や病気発生率の上昇、貧困や政府の統治能力の低下などをもたらします。暴力の文化と呼ばれるものも生まれやすくなります。紛争や無法状態が定着してしまえば、国家の秩序は崩れていき、民主主義や自由は蔑ろにされ、開発が阻害されます。正義と平和を求めて武力に頼らずに交渉する余地は少なくなり、協力し、許容し、妥協する誘因は制約されてきます。信頼は失われ、人々の関係は壊れていきます。

武器の使用に関する国際法上の制約

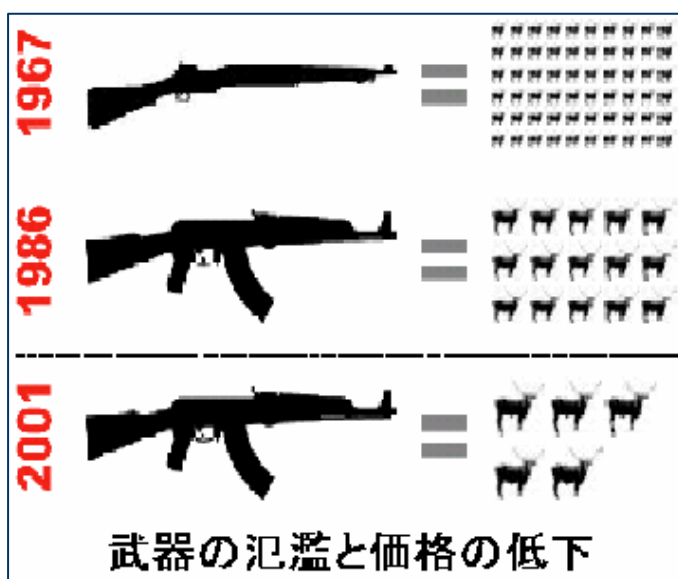
我々の社会においては、武器の正当な用いられ方というものがあり、これは厳格な規制のもと

におかれなければいけません。国家は、市民を守るために武器を使用する権利があります。また国際的な平和維持活動などにおいても、武器は一定の役割を果たします。多くの国家は市民を保護する責任を独占的に保有しており、民間人が武器を所有することを奨励していません。一般市民が特定の武器を使用することを許可していない国家もあります。

しかし、国家であれ武装集団であれ、際限なく武器を使用する権利は持っていません。例えば戦闘員と民間人の区別なしに打撃を与える性質の武器や、過度の傷害や無用の苦痛を与える性質の武器は、使用が禁止されています。また、そのような性質を持つ武器でなくとも、人権の重大な侵害行為や、国際的武力紛争あるいは国際的な性質を有しない武力紛争に適用される国際人道法の重大な侵害行為や、集団殺害（ジェノサイド）あるいは人道に対する罪にあたる行為に武器を使用する権利は、国家であれ武装集団であれ、認められてはいません。さらに、国連憲章は国家の自衛権を正統なものとしていますが、同時に「世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして国際の平和及び安全の確立および維持」¹⁴をすることを求めています。

武器の氾濫

武器が容易に手に入ることは、暴力を加速させる一要因と言えます。不安定な状況では、武器が存在することは暴力を誘発し得ます。武器の拡散は、武器の使用を伴った暴力の拡散を助長します。武器が手に入ることは恐怖の連鎖を呼び起こします。不安にかられた集団や個人が武装すると、他の人々は不安を感じて武装します。この連鎖によって、武器の需要がますます増えます。戦時だけに限らず「平時」においても武器が存在することや手に入ることが、政治抗議、隣人間の争議、犯罪、家庭での暴力に端を発した暴力を激化させます。武器が高度化するにつれて、殺傷能力は高くなります。十分な武装をすれば、ほんの数人で大量の死傷者と恐怖をもたらすことが可能になってきています。人を殺すことは、より遠距離からより簡単に行うことができるようになります。武器の拡散の危険性は、戦争が終わる時に最も痛切に感じられます。武器が簡単に手に入る状態が続いている限り、いつ暴力自体がなくなるかについての不安が残ります。



【コラム 1】

ケニア西部では、1967年には、第一次大戦時のモデルの銃を手に入れるためには、60頭の牛と引き換えにしなければなりません。しかし1986年には、より性能の高いアサルトライフル（AK47）が、15頭の牛と引き換えに手に入るようになりました。2001年には、同じAK47が、たった4頭か5頭の牛と引き換えに手に入るようになりました。

図 Hillier and Wood, 2003¹⁵.

武力紛争後の様々な問題は、当事国を非常に悩ませます。紛争が終わった国のうち約半数の国で、10年以内に紛争が再発するとも言われます¹⁶。武器の拡散に取り組むことは、紛争の再発を防ぐために重要です。武器の使用を伴った極度の暴力が継続すると、暴力の文化を生み出されやすくなります。軍の影響力や権力が、それまで及ばなかったような社会の領域にまで拡がり社会の中でのシンボル、人々の考え方、価値観や信念といったものまでもが暴力の影響を受けてしまい、暴力が正当化されることによって犯罪が増加することもあり得ます¹⁷。

元戦闘員が帰郷することや武器がいまだに簡単に入手できることも、犯罪や騒乱を増加させる一要因となります。さらに、人々が安全に暮らせない状態が続くなかで形成された犯罪、密輸、組織的な暴力のネットワークを、武器は強化する役割を果たします。また、人々が他の方法で生計を立てることが出来ないとき、武器が手に入ることは、暴力という方法で問題を解決するようになってしまい、武器で人々が傷つく危険性は高いままになる可能性があります。だからこそ、武力紛争が終了した後の兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰のための取り組みが必要なのです。元兵士が武器を手放すことが必要であるとともに、彼らが他の手段で生計を立てることができるようにしなければなりません。

武力紛争が公式には終了した後に残されるのは、小型武器だけではなく、地雷、クラスター爆弾の子爆弾、不発弾は、武力紛争が終わった後も残り、毎年1万5千人から2万人が犠牲になっています¹⁸。このような武器の存在は、人々の日々の移動を危険なものにします。人々が生活を再開し国家を再建することは、非常に困難なものとなるのです。

【コラム2】 アフガニスタン 銃の拡散と市民の間で広がる事故¹⁹

アフガニスタン北部に住むアブドラ(42歳)は、自分の家族を守るためにAK-47を昔手に入れました。しかし、アブドラは銃を購入した3ヵ月後、誤って自分の12歳の子どもを撃ち殺しました。5年後には自分を撃って怪我をしました。さらに、その後アブドラの妻が銃の手入れをしているとき、銃が暴発し3発の弾が近くいた20歳の娘に命中しました。また、同様に北部のバルフ地方のある村では、15歳の少年が持っていた手榴弾が暴発し、近くいた6人が同時に犠牲になる事件もありました。

このような事件が頻発する背景には、アフガニスタンでは20年以上に渡って内戦によって多くの銃が国内に氾濫し、自分の身を守るために銃を持つ人々が増えたことがあります。

不正に使用される武器

2002年、世界中には程度の差こそあれ、40以上の武力紛争がありました²⁰。これらの紛争のうちほぼ全てにおいて、正規軍であれ武装集団であれ、紛争に関与する集団による国際人権法および国際人道法の違反行為が行われました。さらに、平時においても正規軍による武器の不正使用は頻繁に見受けられます。兵士に権力と武器が与えられている一方で、非常に低い賃金しか支払われていないような国もあります。兵士が十分に訓練されていなかったり、全く訓練されていなかったりすることもあります。治安部隊などによる、武器を使った強奪行為や汚職が蔓延している、腐敗した司法制度によって処罰を免れている国もあります。国連は、「法執行官による力

および火器の使用に関する基本原則」、法執行官のための行動綱領」、被拘禁者処遇最低基準規則」など、警察やその他の法執行官の行動に関する国際基準を定めています。しかし、そのような国際的に合意された基本的なルールを無視している国が多々あります。

ラテンアメリカでは、民間警備会社が急激に発達し力を増していることが重大な懸念となっています。グアテマラのように、民間警備会社に雇われている要員が、正規軍の兵士や警察官の数を上回る国もあります²¹。こうした要員もまた、十分な訓練を受けていない場合があります²²。国際的な武器の取引の結果として人権侵害行為をはたらく人々に武器が渡ることは、国際社会がそのような行為を黙認あるいは支持しているというメッセージを發し、彼らの残虐行為をさらに助長してしまいます。

小型武器の役割



このレポートはすべての通常兵器の規制について書いていますが、近年の武力紛争における小型武器の影響は特筆すべきものです。小型武器は世界の全ての国に存在し、全ての武力紛争において用いられています。国際人権法及び国際人道法を侵害する行為を犯す際に、小型武器の使用および小型武器を用いた脅迫は重大な役目を果たします。他の武器に比べて小型武器は、より多くの死傷者、避難民、そして強かん、誘拐や拷問行為の被害者を生み出してきました。

近年、世界には6億以上の小型武器があり、少なくとも92カ国にある1249以上の会社で生産されていると言われております²³。2001年の一年間だけで、160億以上の軍用の弾薬が生産されました²⁴。これ

は世界の人口の2倍以上にあたります。小型武器は軽くて扱いやすく、殺傷能力があります。例えば拳銃はポケットに入れて携帯でき、安価で大量に出回っています。また、世界中の紛争地域で多用されているアサルトライフルは、単純な構造で丈夫です。アサルトライフルのなかでも多く出回っているAK-47は、3秒以内に数十発の発射が可能であり、その一発ずつが、数百メートル以上に渡って被害を及ぼすことができます²⁵。少し訓練するだけで使いこなすことができ、最低限の整備をするだけで数十年間の使用が可能です。持ち運びも隠すのも簡単で比較的安価です。携帯式のロケット発射装置のような軽兵器は、たった2人程度で取り扱うことができ、かつ非常な破壊力を持ちます。

¹ このレポートにおける通常兵器のなかの「小型武器」の定義としては、国連小型武器政府専門家パネルの1997年報告書の定義を採用している。ただし本キャンペーンは、この1997年の定義の解釈としては、「軍用」ではないもの（銃剣その他）なども含まれるものと解されるべきである、という立場をとる。また、本キャンペーンが提案する規制は、小型武器の部品などにも適用されるべきである。重兵器についても、これまで「軍用」とみなされていないものも含めたより幅広い定義がなされるべきであり、部品などにも規制が適用されるべきである。さらに軍事技術や軍事訓練、警察用の装備などにも同様の規制が適用されるべきである。

1997年の専門家パネルの報告書は、以下。

UN Panel of Governmental Experts on Small Arms, *Report of the UN Panel of Governmental Experts on Small Arms*, A/51/298, 27 August 1997.

また、表及び定義の日本語訳は、以下を参照して作成。

山根 達郎 武力紛争と小型武器問題 DDR 支援を中心に」国際問題研究所 平成14年度

外務省委託研究「紛争予防」₁、2003年、第6章。http://www.jia.or.jp/

尚、広義の「小型武器」(small arms)に含まれる狭義の"small arms"の日本語訳としては「小火器」という訳も多用されている。また、"light weapons"及び"heavy weapons"の日本語訳として、それぞれ「軽火器」、「重火器」という訳も多用されている。このレポートでは、日本外務省の日本語訳を採用し、狭義の"small arms"は「小型武器」、「light weapons」は「軽兵器」、「heavy weapons」は「重兵器」と訳している。

このレポートにおいて「武器」と表記されている場合は、特に注のない場合は通常兵器を意味し、「小型武器」と表記されている場合は、特に注のない場合は広義の小型武器を意味する。また、他の文献に基づいた数字などは、それぞれ文献によって定義（例えば「小型武器」の定義）が異なる場合があることに留意する必要がある。

² International Committee of the Red Cross, *Arms Availability and the Situation of Civilians in Armed Conflict*, ICRC Arms Availability Report, Geneva, 1999, p.3.

³ "Israel's history of bomb blasts", *BBC website*, 11 June, 2003,

http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/1197051.stm

Amnesty International, *Terror Trade Times*, June 2001.

US Customs statistics on arms exports, 1995-1999.

Hillier, D. and Wood, B. *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 16.

⁴ *Small Arms Survey 2001: Profiling the Problem*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2001, p. 208.

"Light Weapons, Heavy Casualties", *America's Defense Monitor*, Center for Defense Information (CDI), December 1998, http://www.cdi.org/adm/1216/

Small Arms and Light Weapons, United Nations Department for Disarmament Affairs, 2002, http://disarmament.un.org/cab/salw.html

国連小型武器会議中間会議議長統括(平成15年7月12日)、日本語骨子、外務省軍備管理・科学審議官組織監修財団法人国際問題研究所軍備・不拡散促進センター協力、日本の軍縮・不拡散外交、平成16年4月、449ページ。平成15年7月1日。

⁵ 但し、このデータの基になっている報告書(注7)においては、「武器」は重兵器にあたるものが主であり、部品や軍事訓練なども含めていることに留意する必要がある。

⁶ 'International Finance Facility' proposal, HM Treasury, January 2003.

http://www.hm-treasury.gov.uk/media/790/14/ACF6FB.pdf

Millennium Development Goals website: www.developmentgoals.org/index.htm

⁷ Grimmett, R. F., *Conventional Arms Transfers to Developing Nations, 1994-2001*, Report for Congress, Congressional Research Service, 6 August 2002.

Grimmett, R. F., *Conventional Arms Transfers to Developing Nations, 1996-2003*, Report for Congress, Congressional Research Service, 26 August 2004.

⁸ 例えば、アメリカによる、対インドネシア及びコロンビア武器輸出規制に関して、以下の資料を参照。

Amnesty International Report 2001, Amnesty International.

Amnesty International Report 2002, Amnesty International.

Amnesty International Report 2003, Amnesty International.

Amnesty International, *Indonesia: Paying the price for stability*, AI Index: ASA 21/001/1998, 1998.

⁹ Grimmett, R. F., *Conventional Arms Transfers to Developing Nations, 1994-2001*, Report for Congress, Congressional Research Service, 6 August 2002.

但し、注7と同様に、このデータの基になっている報告書においては、「武器」は重兵器にあたるものが主であり、部品や軍事訓練なども含めていることに留意する必要がある。

¹⁰ 正式名は「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」。1997年9月18日採択、1999年3月1日効力発生。日本は97年12月3日署名、98年9月30日国会承認、同日受諾書寄託、10月28日公布・条約十五号、99年3月1日加入。

¹¹ "Kalashnikov: 'I wish I'd made a lawnmower'", *Guardian (UK)*, 30 July 2002.

www.guardian.co.uk/international/story/0,3604,765355,00.html

'I would prefer to have invented a machine that people could use and that would help farmers with their work

—for example, a lawnmower.’

- ¹² Oxfam, March 2000 (オックスファムの調査スタッフによるインタビュー)
- ¹³ Brian Johnson Thomas により、オックスファムの調査のために行われたインタビュー から抜粋、2000年。
Mostly the stuff we carried were brand new Aks [Kalashnikov assault rifles] plus the ammunition. It is quite a standard operation for us. ...We know there is a war on. We are not involved in it, because we 're just charter pilots really. ...To me it is all freight. But, er, obviously this, er, some of it is not too good.'
- ¹⁴ 国際連合憲章 第 26 条
- ¹⁵ Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 49.
以下の情報を参照。
Vick, K., “Small arms global reach uproots tribal traditions”, *Washington Post*, 8 July 2001.
Ngala, J., “Women key to disarmament”, *MS-Kenya, Partner NEWS*, Vol. 4, No. 2, 2001,
Leer, A., “Making sense of war zone Isiolo”, *MS-Kenya, Partner NEWS*, Vol. 4, No. 2, 2001.
- ¹⁶ “The global menace of local strife”, *The Economist*, 24 May 2003.
- ¹⁷ Pickup, F., Williams, S., and Sweetman, C., *Ending Violence Against Women: A Challenge for Development and Humanitarian Work*, Oxford, Oxfam GB, 2001.
Muggah, R. and Batchelor, P., *Development Held Hostage: Assessing the effects of small arms on human Development*, UN Development Programme (UNDP), April 2002.
- Archer, D. and Gartner, R., *Violence and Crime in Cross-national Perspective 1900-1974*, Ann Arbor, 1994.
- ¹⁸ *Explosive Remnants of War — unexploded ordnance and post conflict communities*, Landmine Action, April 2002.
- ¹⁹ Ibrahim, S. Y., “Afghan Gun Culture Costs Lives”, *Afghan Recovery Report*, No.149, 25 November 2004.
http://www.iwpr.net/index.pl?archive/arr/arr_200411_149_2_eng.txt
- ²⁰ Heidelberg Institute for International Conflict Research (HIIC), *Conflict Barometer 2002*, 2002.
www.hiik.de/en/main.htm
- ²¹ Hillier, D. and Wood, B. *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 19.
- ²² Godnick, W., Muggah, R. and Waszink, C., *Stray Bullets: the Impact of Small Arms Misuse in Central America*; Small Arms Survey, occasional paper no. 5, October 2002.
- ²³ *Small Arms Survey 2004: Rights at Risk*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2004, p. 8.
- ²⁴ *Small Arms Survey 2002: Counting the Human Cost*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2002, p. 14.
- ²⁵ Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 20.

第二章 武器による被害

「どれほどの大声で叫べばよいというの？これ以上のどれほどの痛みと苦しみに、私たちが耐えていけるというの？誰かが私たちの声に耳を傾ける前に、何人の人の頭や腕がロケット弾で引きちぎられなければならないの？」

エミリー・ペーカー、リベリア、2003年（夫は戦闘で死亡）

戦争のおかげで生活はすっかり変わってしまった。近くの学校は閉鎖された。一番近くの学校でさえ19キロも離れている。たくさんの子が学校に行くのをやめたよ。作物の収穫をするにも、他の農作業をするにも、今じゃ警察と話し合わなきゃならない。昔は農民の会議で決めていたことなのに。」

スリランカ北中部州の村民、スリランカ、1998年²

武器による犠牲は非常に大きくなっています。

- 武器が国際人権法および国際人道法に違反する行為に使用されている現場は、「コントロール・アームズ」キャンペーンを行うNGOの多くによって目撃されています。紛争、犯罪、国家による抑圧、家庭内暴力など、様々な場面において武器が不正に使用されています。
- 武器の不正使用は生命に対する権利などの、人々の基本的人権を脅かします。
- 武器の不正使用による間接的な影響は見過ごされがちですが、非常に深刻です。土地、市場、学校や病院に行けなくなり、栄養失調の増加や病気の蔓延につながります。これらの間接的な影響は貧困を悪化させ、開発を阻害します。

生命に対する権利

武器が簡単に手に入ることによって、武器の使用を伴う暴力の頻度が増し、武力紛争が発生した場合には長期化し、重大かつ広範な人権侵害が助長されます³。武器の大量流入が紛争を引き起こす一要因になる可能性もあります⁴。武器の供給なしには、世界の様々な場所で起きている武力紛争は維持され得ません。弾薬が供給され続けなければ、銃を使い続けることはできません。さらに、たとえ武力紛争がなくても、犯罪が蔓延している社会では、武器が簡単に手に入ることで武器犯罪が増加します⁵。警察などによって武器犯罪や人権侵害行為がなされることもあります。

戦時でも「平時」でも、武器を最も使用し、また最も被害にあうのは若い男性です⁶。しかし武力紛争中には、女性もまた武器の被害にあいます。子どもたちもまた、麻薬がらみの紛争、政治やギャングが絡んだ殺戮、内戦、国家間の戦争、警察による暴力などの標的になってきました。年配者も標的にされる場合があります。多くの死傷者が発生すると、労働力が減り、家族や社会はけが人の世話を追われ、政府は社会サービスに使うべき予算を治安維持に使わざるをえなくなります⁷。



写真 :左から©RTP ©Amnesty International Netherlands ©Amnesty International Netherlands

市民的及び政治的権利の侵害

武器は、生命に対する権利を直接に侵害するために頻繁に使用されます。また、その他の権利を侵害する際にも用いられます。治安部隊、武装集団その他権力を持っている人間や組織によって人々の安全が左右されたり、脅かされたりします。容疑者に対する拘留期間中の暴力は多くの国で起こっており、暴力の結果として容疑者が死亡するケースも稀ではありません⁸。

さらに、武器が蔓延した環境では、武器が性暴力に用いられる傾向が見受けられます。女性を貶め恐怖と屈辱感を蔓延させることで、特定のグループを排除するために計画的に強かんが行われることもあります。強かんは、日常生活のなかで、監獄で、そして隠れる場所のない難民キャンプで行われます。また、強かんは被害者を貶めるだけでなく、被害者への HIV/AIDS の感染に繋がります。兵士の感染率は民間人に比べて非常に高く、強かんによる性交渉は感染に繋がる可能性がより高くなります⁹。また紛争中は、男性による暴力に対する処罰がなされず、女性が社会的・経済的に弱い立場に置かれがちです。そのため、配偶者や友人による暴力が増加しますが、その際にしばしば武器を使った脅迫などが行われます¹⁰。戦時にせよ「平時」にせよ、武器が簡単に手に入ることで近親者による暴力は増加するとされています¹¹。

武力攻撃による精神的負担も、過酷かつ永続的なものです。強かんされたり、肉親を喪失したり、家を追われたりしたことによる精神的トラウマは、簡単には消えません¹²。元兵士は、突然パニックに襲われたり攻撃的な行動をとったりすることがあります。子どもたちも精神的なダメージを受けることがあります。

2002 年の末には、世界中に 2200 万人の国内避難民と 1300 万人の難民および亡命希望者がいました¹³。彼らの多くが女性と子どもです¹⁴。難民キャンプにおいても、暴力に怯える日々が続くことがあります。武器取引の拠点になっていたり、反政府勢力が兵士にする人材を探していたりします。難民キャンプの人々に対し、政府も国際社会も、安全な環境を提供できないことが頻繁にあります。裕福な国は人権侵害行為を行っている国に積極的に武器を売ることがありますが、それらの国々からの亡命希望者を受け入れようとすることは稀です。

政府軍や武装集団によって、多くの人々が銃などで脅されて誘拐され、兵士や奴隷、性的奴隷として使われます¹⁵。また民間人が身代金目的で人質にとられるケースも多く見られます。政府軍や武装集団によって「失踪」させられる際にも、武器は頻繁に使用されます¹⁶。

政治活動家、ジャーナリスト、労働組合員、非暴力的なデモに参加している人々の表現と結社の自由を奪うためにも、政府や武装集団はしばしば攻撃を行います。また民主化を求める声を押さえつけるために、政府軍や政治集団などによって武器が使用されることもあります。

社会的及び経済的権利の侵害

国家が、基本的な経済的、社会的権利を擁護し増進する責任を持っていることは国際法によって確認されています。武器の移転がこれらの権利の侵害につながる可能性があることが分かっているとき、移転元の国は、移転先の国においてこれらの権利が侵害され続けることの一つの要因を生み出している可能性があります。

また、武器の使用を伴った暴力は、必要な支援が行き届くことを困難にします。交戦当事者は意図的に人道支援の供給を妨害し、食糧や医療物資へのアクセスを戦略として利用します。支援機関が標的になる場合もあり、その結果人道支援や開発支援が中止されたりします。このことは、人々が必要な物資やサービスを受けることができなくなることと同時に、国際社会が人権侵害などを監視できない状況を生み出し、人々の保護が困難になることを意味します。

武装集団がコミュニティを標的にして物資を奪ったり、人々の商業活動を妨げたりすることで、人々が生計を立てて家族を養うことが困難になります。財産がなくなると、人々は外部からの衝撃をうまく処理することができなくなっていくます。収入が減ると、十分な食糧を手に入れることが出来ず、生き延びるためにさらに財産を売りさばくことになったりします。

さらに、治安の悪化により人々が医療機関に行けなくなることは、健康への被害をもたらします。重傷者のほとんどは、2 時間以内に治療が受けられなければ死に直面するとも言われます¹⁷。戦闘状態において医療サービスの質は低下し、医療施設は攻撃の対象になり、医療器具は破壊あるいは強奪されます。資格のある医療スタッフは国外へ逃れたり、殺されたり負傷したりします。武器による負傷者が増加することで、病院で治療を受けなければならない人の絶対数が増え、また緊急を要する患者が増加します¹⁸。前線近くの病院には物資、機材、人員が優先的に配備されます。そのような中では、日常の基本的な治療がおろそかになりがちです。ワクチンの注射をすることが困難になり、加えて人々の移動が増えることで伝染病が広まる可能性が増えます。平時には抑えることが比較的可能な伝染病でも、多くの死をもたらします。

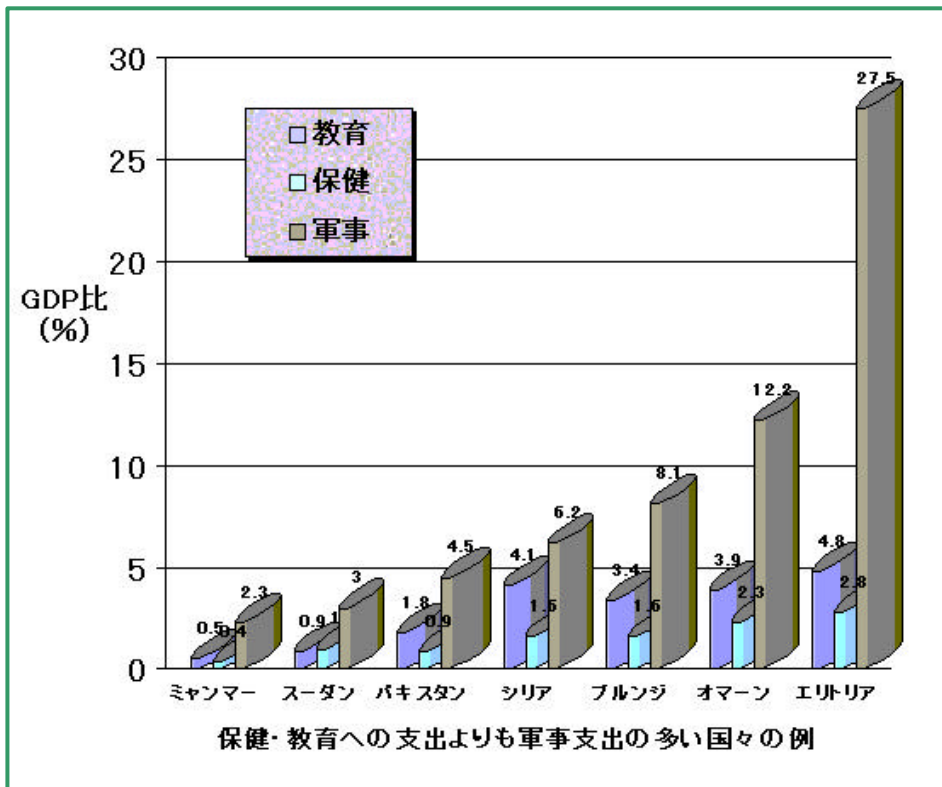
紛争や武器犯罪は教育の妨げとなります。危険な状況になり、教師が不足すると授業は行えません。家を失った人々の避難所など、他の用途に学校が使われたりすることもあります。学校が破壊されることもあります。

開発の阻害

武器が不正に使用されることは、個人の経済的、社会的、市民的及び政治的権利に対して深刻な影響をもたらしますが、同時にこれは開発の妨げとなるような長期の影響をも意味します。こ

ここで「開発」とは、人々の能力を強化することによって、また彼らが潜在能力を伸ばして生産的で創造的な生活を送ることが出来るような環境を作り出すことによって、人々に選択肢を与えることを意味します。しかし武器が不正に使用される恐怖のもとに人々が生活している状況では、これは非常に困難になることが考えられます。開発は平和、そして個人の安全が保障されるか否かにかかっている、とも言えます。安全が保証されないことで、持続可能な開発が犠牲になります。開発指標の低さと、安全でないことや紛争が起きることは、しばしば相伴う現象としてあらわれます。一人あたりの所得が半減すると、内戦の危険性は約2倍になるとも論じられています¹⁹。1997年から2001年の間に内戦のあった国々のうち、国連開発計画 (UNDP)による人間開発指標の高位国の占める割合は2パーセントであったのに対し、低位国は56パーセントを占めます (中位国は30パーセント)²⁰。最近の議論では、紛争は貧困につながり、また貧困が紛争につながるのである、という主張が、支持されつつあります²¹。

さらに、軍事費はインフラ、教育、保健、環境保護その他の予算と競合します。また、紛争後、政府は反乱が再び起こるのを防ぐ目的で軍事費を多いままに維持する傾向があります。しかし保健や教育に予算を割くほうが、政府が平和を目指していることを示し、長期的な開発を促進し、民間投資を呼び込むことができるなどの効果があると考えられます²²。もちろん、防衛費は経済のためだけのものではありませんし、現実の脅威がある場合もあります。しかし、防衛費とされるものが正当な理由のためでも防衛目的でもなく使用される場合が非常に多いのです²³。



表の国々では、保健や教育の分野に使われる国家予算の合計よりも、軍事費に使われる予算のほうが上回っています²⁴。

武器の使用を伴った暴力が深刻な国が不安定化すると、経済的な利益が失われます。貿易や生産は中断され、観光客の足は遠のき、国家はインフラや天然資源を管理できなくなったりしま

す。武器を伴った暴力が存在すると、熟練労働者や教育を受けた人々は国外へ逃れ、金融投資は引き揚げます²⁵。経済活動は不振になり、どけ土地を所有しない人々や都市部の貧困層に深刻な影響を与えます²⁶。インフラは破壊され、上下水道の設備を作動させる電力の供給が困難になります。海外直接投資も減少します。闇市場が盛んになり、国民経済に損害を与えます²⁷。資金が武器の購入に使われたり、武器の使用を伴う暴力によって直接に引き起こされた問題を軽減するために使われることは、各国が開発を促進する能力を低下させます。

インドが近年輸入した重兵器などの一例 :同じ額でできること

ホーク戦闘機 (イギリスから) 66機²⁸

写真 ©Oxfam

約17億ドル



1,100万人のエイズ患者用の薬代、1年分²⁹ (1人年間150ドルで試算)

T-90S 主力戦車 (ロシアから) 310台³⁰

約6億ドル



マラリア対策のための殺虫処理された蚊帳 2億枚³¹ (1枚3ドルで試算)

レガシー ジェット機 (空軍向け) (ブラジルから) 5機³²



約8800万ドル



途上国における、600万人分の水道・衛生サービス
1年分³³ (1人14.5ドルで試算)

写真 ©Crispin Hughes/Oxfam

ミラージュ 2000E 戦闘対地攻撃機 (フランスから) 10機³⁴

約3億2500万ドル



ビタミン・ミネラル欠乏症予防のための、食品への栄養素添加 (10億人分、10年間) (1人年間0.03ドルで試算)³⁵

-
- ¹ Clarke, D., "Annan keeps pressure on US for Liberia role", *Reuters*, 30 June 2003,
- ² *Cost of the War — Economic, Social and Human Cost of the War in Sri Lanka*, National Peace Council of Sri Lanka, January 2001.
'Life has changed completely due to the war. Our schools have been closed. Now the closest school is about 12 miles away. As a result, many have dropped out of school. Now we do not do our harvesting and other cultivation work without consulting the police. In the past we had cultivators' meetings to decide on these matters, now we have meetings with the police!'
- ³ Craft, C., *Weapons for Peace, Weapons for War: The effect of arms transfers on War Outbreak, Involvement and Outcomes*, 1999.
- ⁴ 例えば、1990年代初頭のルワンダへの武器移転とその後の虐殺などとの関係は頻りに指摘される。日本語では、武内進一「誰がルワンダに武器を与えたのか？ NGOによる調査資料から」『アフリカレポート』No.20, 1995年, 10-15ページなどがある。
- ⁵ *Small Arms Survey 2001: Profiling the Problem*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, 2001.
Cukier, W., "Firearms regulation: Canada in the international context", *Chronic Diseases in Canada*, April 1998.
Miller, M., Azrael, D., and Hemenway, D., "Rates of household firearm ownership and homicide across US regions and states, 1988-1997", *American Journal of Public Health*, 1 December 2002, Vol. 92, Issue 12.
- ⁶ 例えば 2004年のカンボジアにおける銃による死傷者の内訳は、以下を参照。
Working Group for Weapons Reduction, *Crimes Related To The Gun In 2004*, 31 December 2004
<http://www.wgwr.org/pr%20crime%20in%2004.htm>
- ⁷ Fleshman, M., *Small arms in Africa, Counting the cost of gun violence*, www.un.org/ecosocdev/geninfo/afrec/vol15no4/154arms.htm.
- ⁸ Amnesty International, *Take a Step to Stamp Out Torture*, AI Index: ACT 40/013/2000, 2000.
- ⁹ "Soldiers score own goal in war on AIDS", *Africa Health*, 14 November 2002
- ¹⁰ Pickup, F., Williams, S., and Sweetman, C., *Ending Violence Against Women: A Challenge for Development and Humanitarian Work*, Oxford, Oxfam GB, 2001.
- ¹¹ Cukier, W. "Gender and Small Arms", Small Arms Firearms Education and Research Network (SAFER-Net), www.ryerson.ca/SAFER-Net/.
- ¹² Rehn, E. and Sirleaf, E. J., "Women, War and Peace", UNIFEM, 2002.
"The lost children of Rafah", *Observer Magazine*, 9 February 2003. (Survey undertaken by the Palestinian Ministry of Social Affairs)
- ¹³ *World Refugee Survey 2003*, US Committee for Refugees, May 2003.
- ¹⁴ *UNHCR Statistical Yearbook 2001*, UNHCR, October 2002.
- ¹⁵ 例えば、北部ウガンダの反政府武装集団である「神の抵抗軍」(RA)などによる誘拐には、近年になって非難が集中している。
- ¹⁶ Gentleman, A., "Kremlin admits hundreds missing in Chechnya", *Guardian*, 5 June 2001.
Amnesty International, *The Russian Federation: Denial of justice*, AI Index: EUR 46/027/2002, 2002.
- ¹⁷ Kobusingye, O., "Going to the Source of the Illness", presentation at 'Small Arms and the Humanitarian Community: Developing A Strategy for Action', Nairobi, Kenya, 18-20 November 2001.
- ¹⁸ Rehn, E. and Sirleaf E. J., *Women, War and Peace*, UNIFEM, 2002.
Kobusingye, O., "Going to the Source of the Illness", presentation at 'Small Arms and the Humanitarian Community: Developing A Strategy for Action', Nairobi, Kenya, 18-20 November 2001.
- ¹⁹ Collier, P., "Development and Peace", *Global Future*, First Quarter 2003.
- ²⁰ Smith, D., *Atlas of War and Peace*, Earthscan, London, 2003.
- ²¹ Muggah, R. and Batchelor, P., *Development Held Hostage: Assessing the Effects of Small Arms on Human Development*, United Nations Development Programme, April 2002 SAS 2003, Ch.4
Small Arms Survey/Centre for Humanitarian Dialogue, Humanitarianism Under Threat: The Humanitarian Impacts of Small Arms and Light Weapons (A Study Commissioned by the Reference Group on Small Arms of the UN Inter-Agency Standing Committee. By Muggah, R. & Berman, E.) July 2001.
ただし、このような議論については、使用する数値に関する批判から、理論的な批判、このような議論に基づいた政策がもたらす影響についての批判にいたるまで、様々な批判を受けている。批判や異論については、下記の文献を参照。
Atmar, M. H., Politicisation of Humanitarian Aid and its Consequences for Afghans, *Disasters*, 25 (4), 2001, p. 321-330.
Bankoff, G., Rendering the World Unsafe: 'Vulnerability' as Western Discourse, *Disasters*, 25 (1), 2001, p. 19-35.
Duffield, M., *Aid Policy And Post-Modern Conflict: A Critical Review*, Occasional Paper 19, Birmingham, The School of Public Policy, University of Birmingham, 1998.
Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001.

-
- Duffield, M., Governing the Borderlands: Decoding the Power of Aid, *Disasters*, 25 (4), 2001, p. 308-320.
- Dillion, Michael and Reid. "Global Governance, Liberal Peace and Complex Emergency" Draft. Alternatives. 2000 March.
- Pupavac, V., Therapeutic Governance: Psycho-social Intervention and Trauma Risk Management, *Disasters*, 25 (4), 2001, p. 358-372.
- Small Arms Survey 2003: Development Denied*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2003, Ch. 4.
- ²² "The global menace of local strife", *The Economist*, 24 May 2003.
- ²³ Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 36-37.
- ²⁴ *Human Development Report*, UNDP 2003.
- 数値は、教育は1998年から2000年までの公共支出の数値(数値が得られない場合は推計)、保健は2000年の公共支出(数値が得られない場合は1990年の数値)、軍事費は2001年の支出。
- ²⁵ Humphreys, M., *Economics and Violent Conflict*, Harvard University, August 2002.
www.preventconflict.org/portal/economics/Essay.pdf.
- ²⁶ Humphreys, M., *Economics and Violent Conflict*, Harvard University, August 2002.
www.preventconflict.org/portal/economics/Essay.pdf.
- ²⁷ Chalk, P., 'Light arms trading in SE Asia', *Janes Intelligence Review*, 1 March 2001.
- ²⁸ *Frontline*, 20 (20), September 27–October 10 2003
www.spacewar.com/2004/040319144251.2k85vojx.html
- ²⁹ *MSF Campaign for Access to Essential Medicines*
www.accessmed-msf.org/campaign/faq.shtm
www.accessmed-msf.org/prod/publications.asp?scntid=22420041625454&contenttype=PARA&
- ³⁰ Aneja, A., "India, Russia seal tank deal 310 T-90s TO ENHANCE FIREPOWER IN DESERT", *The Hindu*, Chennai, Feb. 16, 2001, www.biiss.org/nuclear/Feb2001/08.htm
- SIPRI, *Transfers and licensed production of major conventional weapons: Exports to India, sorted by supplier. Deals with deliveries or orders made 1993-2002.*
http://projects.sipri.se/armstrade/INDIA_MPTS_93-02.pdf
- ³¹ Population Services International, *Cost-Effective Bednets Offer Promise for Malaria Control in Africa*
www.psi.org/resources/pubs/imns.html
- ³² "India to buy 5 VVIP jets from Embraer", *Rediff.com India*, September 19, 2003
www.rediff.com/money/2003/sep/19jets.htm
- ³³ Sivard, R. L., *World Military and Social Expenditure*, Washington, DC, World Priorities, 1996.
- ³⁴ SIPRI, *Transfers and licensed production of major conventional weapons: Exports to India, sorted by supplier. Deals with deliveries or orders made 1993-2002.*
http://projects.sipri.se/armstrade/INDIA_MPTS_93-02.pdf
- ³⁵ Gautam, K.C. (UNICEF Deputy Executive Director), *Vitamin and Mineral Deficiency Global Progress Report*, Official Statement, UNICEF House, 24 March 2004
http://www.unicef.org/media/media_20081.html
- UNICEF and The Micronutrient Initiative, *Vitamin & Mineral Deficiency: A Global Progress Report, 2004.*
<http://www.unicef.org/media/files/vmd.pdf>

第三章 なぜ今、武器の規制が必要なのか？

「あいつらは、反逆者を探しているって言うんだ。でも、結局のところ標的にされるのは、いつだって普通の人なんだ。」

アチェ州の26歳の学生、インドネシア、2003年¹

「アメリカは、国家を脅かし世界の平和を脅かすテロリストという寄生虫を駆除するために、すべての政府が貢献することを奨励し、期待する。そのために訓練や資源を必要とする政府があれば、アメリカが支援する。」

ジョージ・ブッシュ、アメリカ合衆国 2002年（第43・44代大統領）

「この国で犯罪に使われる銃のほとんどは、もともとは合法に売られていた銃だ。」

スティーブ・スティール、アメリカ合衆国 1997年
(アメリカ合衆国連邦政府財務省アルコール・たばこ・銃器取締局)

- 武器の不正使用による、民間人の死傷者はますます増加しています。殺傷能力の高い最新の武器が使用され、被害を大きくしています。多くの社会において武器の所有はより広範で破壊的なものになってきています。

その一方で、

- 移転などに関する規制が不十分なままに、小型武器の製造国は増加してきています。
- 国連安全保障理事会の常任理事国（アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ロシア、中国）からの武器移転は、世界の武器移転の大半を占めています。
- 武器のブローカー取引、ライセンス生産、最終使用、管理、不正使用（乱用、悪用）などについても、規制が不十分なままです。
- 大量破壊兵器の規制に国際的な注目が向けられるなかで、通常兵器の移転規制の問題は取り残されています。
- 「テロとの戦い」は、いくつかの国々の政策を根本的に変えました。共通の敵が存在するというだけで同盟を結んだ国々への武器の移転が増加しています。

武器の不正使用も武力紛争も新しいものではなく、様々な形態をとりつつ何千年も存在してきたものです。しかし、現在の武器の不正使用は、危機的な段階まで達しています。武器を簡単に入手でき、かつ命の価値を軽視する政府軍や武装集団による民間人への攻撃は深刻な状況になってきています。世界中の国々で、人々の生活のなかで、武器は今までにない程大きな役割を持っています。武器を用いて人権侵害や国際人道法の重大な侵害などを行う人々は、例えば警察や政府軍であったり、反政府武装集団のメンバーであったり、犯罪者であったり、あるいは家庭内暴力を振るう人間であったりします。そして武器に関する規制が不十分であることは、彼らが簡単に武器を手に入れることができることを意味します。

現在、通常兵器は、毎日のように使われている「大量破壊兵器」であると言えます。しかし、2001年9月11日以降、核兵器などの兵器の生産や開発技術等の拡散が大きな問題とみなされてきた一方で、通常兵器という「大量破壊兵器」の問題への取り組みは不十分なままです。さらに皮肉なことに、「テロとの戦い」は武器をますます拡散させてしまいました。

民間人の犠牲の増加

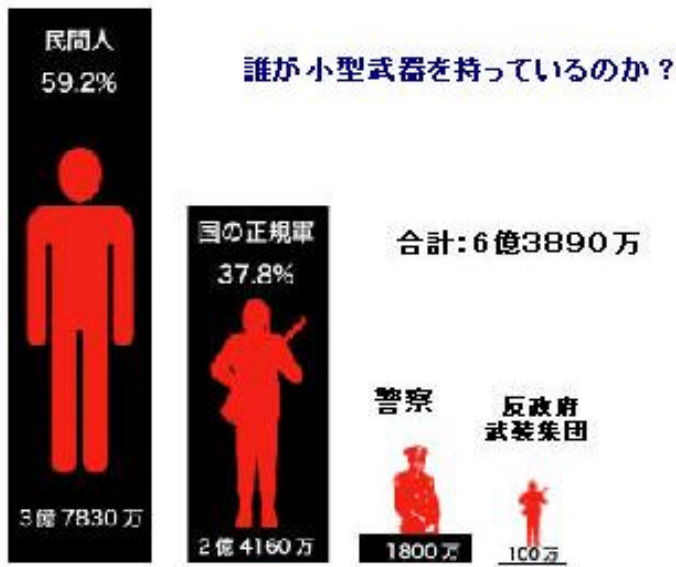
戦争と暴力の直接的・間接的な影響は、既に危機的な段階に達しています。さらに、2020年までには、戦争と暴力による死傷者数は、麻疹やマラリアなどの病気による死者数を上回ることが懸念されています⁴。今日、戦争のほとんどは国家の内部での武力紛争という形態をとり、それに近隣諸国が関与することもしばしばあります。紛争はいくつかの異なった集団が関与することが多く、社会的な「他者」に対して暴力を行使する形態をとります。そして大抵は、民間人の居住地で戦闘行為を行っています。このような傾向は、多くの民間人の犠牲を生み出しています。第一次世界大戦時の犠牲者のうち、民間人の割合は14パーセントであったと言われています。この数字は第二次世界大戦では67パーセントに上昇し、世界で現在起こっている紛争の多くにおいてはさらに大きい割合となっていると言われています⁵。さらに、政府やその他の武装集団などの行動は、民間人と戦闘員との区別を曖昧にしています。民間人は攻撃の盾として使われたり、物資や住居、性的欲求を充足するために使われたりします。民間人が報復攻撃の対象になることもあります。民間のインフラなどが軍用に用いられることがあるため、軍事標的を確定することが困難になり、民間人が犠牲になる可能性がますます増加します。

世界の武力紛争では、武器を入手する資金を確保するためにダイヤモンド、原油、銅、木材、コルタン、金などの天然資源が搾取されています。近年、アンゴラ、シエラレオネ、パプアニューギニア、リベリア、コンゴ民主共和国などにおいて、武力紛争と天然資源の搾取との関連が指摘され、大きな問題となっています⁶。そのような紛争では、交戦当事者が独自の方法で資金を調達するようになり、その資金によって武器を確保し続けることが可能になっていると言われます。さらに、政府や反政府勢力に代わって契約により軍事行為を行う民間軍事会社が与える影響は、武器の供給という点において、そしてそのような会社を使用する政権などの権力維持という点において重大です。このような会社は、政府、武器ブローカー、空輸会社、武器製造者との繋がりを持ち、武器を輸入するのに都合の良い立場にあります。天然資源の搾取にも関与している場合もあります⁷。

社会における銃 制御不能になりつつある現状

武器の使用を伴う暴力が蔓延している文化は、紛争下においても平時においても浸透してきています。どちらが先行するののかについては議論の余地がありますが、相互に強化していることが考えられます。武器を携帯する伝統がある社会では、伝統的な武器は銃などの武器にとってかわられました⁸。そのような社会でなくとも、武器の使用が普及している社会もあります。どちらにしても暴力がエスカレートする危険性があります。武器の使用を伴った犯罪は、多くの国々で増加する傾向にあります。例えば、南アフリカ共和国では、非合法的な武器の所持が増加しており、武器の

図 Hillier and Wood, 2003, p. 20⁹



使用を伴った殺人は、1994年には全体の約41パーセント、さらに2000年には全体の約49.3パーセントにものぼっています¹⁰。オランダでは、武器の使用を伴った事件は、1994年には全体の8パーセントであったのに対し、1999年には15パーセントに上昇しました¹¹。また、犯罪に使用される武器は、拳銃から、マシンガンのようなより殺傷能力の高いものへと代わってきています¹²。中央アメリカの国々では、武器を用いた犯罪が増加してきているとともに、紛争後に残された軍用の武器が犯罪に用いられる傾向にあります¹³。

【コラム3】イギリスの武器犯罪¹⁴

1987年8月19日にイギリス、パークシャーのハンガーフォードという小さな村で、事件は起きました。その日、カラシニコフ銃で武装したミッチェル・ライアンは通りで銃を乱射し、自分の母親を含む16人を撃ち殺し、15人に重症を負わせました。ミッチェル・ライアンは銃愛好家クラブに所属し、銃は合法的に保有されていたものでした。しかし、ライアンを止めに入った警官のほとんどは銃を携帯しておらず、多くの被害者が出たのです。イギリス政府はその後、カラシニコフ銃のようなセミオート銃の保有を禁止しました。

しかし、同様の事件は再び起きました。1996年3月13日、スコットランドのダンブレーンの学校で、拳銃の乱射によって16人の子どもと1人の教師が殺されたのです。犯人は43歳のトマス・ハミルトンで、6つの銃の保有許可証を持っていました。その後出された報告書では、警察は大量に銃を保持するハミルトンがこのような事件を起こすことを予期できなかった、としています。ダンブレーンは小さな街で、ほとんどの住民がお互いを知っています。それだけに、この事件が与えた影響は計り知れません。

その後、あらゆる銃の規制の強化を求めるスノードロップキャンペーンが被害者の関係者によって展開され、1997年イギリス政府は拳銃の売買や保有を禁止する法律を制定しています。

武器の供給に関する諸問題

武器の製造 製造会社の増加

近年、武器を製造する会社の数は、増加傾向にあります。これには、1990年代の国家の数自体の増加や、国営企業の民営化、武器の製造技術の拡散などが背景の一部にあるとされています。小型武器を見てみると、2003年の調査では、少なくとも90カ国以上で1249以上の会社が製造に関与していると報告されています¹⁵。この調査によれば、世界で小型武器を製造している

会社の 42 パーセント以上がヨーロッパ及び独立国家共同体の国々にあり、また、製造会社が最も多い国はアメリカ合衆国でした。さらに、世界の製造会社の約 20 パーセントは、ラテンアメリカ、サハラ以南アフリカ、中東、アジア太平洋地域などにありました。会社の形態は、家族で営むような小規模の会社から、大企業の子会社、国営企業など様々でした。会社の雇用者数も、数人から 1000 人以上まで多様でした。

武器産業と汚職

NGO のトランスペアレンシー・インターナショナルは、2002 年に発表した調査書のなかで、同 NGO による「賄賂支払人指標」(Bribe Payers Index) の 1999 年のデータによると、武器産業が公共事業に次いで二番目に汚職が関係しやすい産業である、と発表しています¹⁶。同調査書によると、例えばアメリカ合衆国では、1994 年半ばから 1999 年 4 月までの期間、武器貿易は貿易全体の 1 パーセントにも満たないにもかかわらず、汚職事件の 50 パーセントは武器がらみでした。また、武器の貿易額のうち、少なく見積もっても 10 パーセント程度が賄賂などに充てられた金額であると推計されています。実際、例えばイギリスからインドへのホーク戦闘機の輸出の際には、有力政治家が絡んだ賄賂事件が明るみに出たり、ウガンダによる武器購入の際には、軍の上層部の不正な関与が指摘されたりなど、武器の取引に絡んだ汚職事件は後を絶ちません¹⁷。武器の取引に絡んで汚職が発生する背景は様々であると思われませんが、取引の内密さ、契約の複雑さ、国家による多額の補助金を受ける場合が多いこと、政府や軍関係者との関係が密であること、高額取引が多いことなどが、背景にあることが多いと考えられます¹⁸。

武器の製造 手製の武器

大量に生産するのは、主にヨーロッパやアメリカ合衆国、旧ソビエト連邦や中国などの国々ですが、最近では「クラフト」(craft)と呼ばれるような、小規模な生産形態も多く見られます。このような生産形態では、生産される武器の数は比較的少数ですが、そのような武器が大きな被害をもたらす場合もあります。製造される武器は、単純な構造の爆弾や拳銃から、対戦車ロケットなどの軽兵器、果ては非軍用車両に装甲を施したものなど多岐に渡りますが、多くの場合は拳銃など比較的構造が単純なものです¹⁹。このような生産形態で製造された武器は安価なものが多く、本物を買うのと同じ金額でより大量の武器を入手したり、本物を購入する資金がない人々が類似の武器を手に入れたりすることを可能にしていると言われます。コロンビアでは高品質な「自家製」の武器が格安で流通しており、例えばドイツのワルサー社のワルサー PPK 連発式拳銃は、本物は闇市場価格では 350 ドルで売られているのに対し、「自家製」の偽物は 100 ドルで手に入れることができる、と報告されています²⁰。

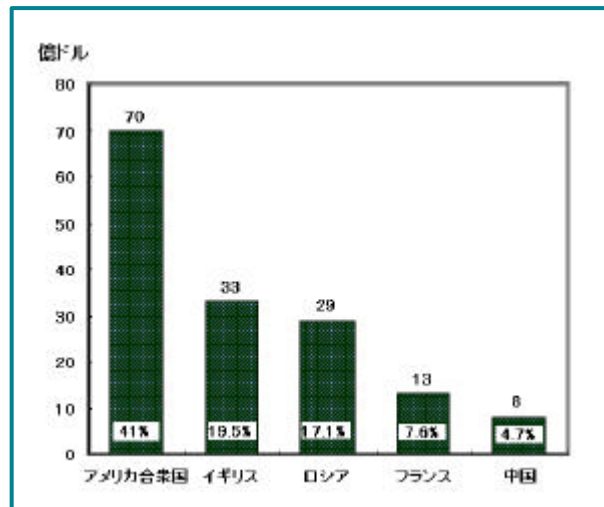
武器の製造 ライセンス生産

ライセンス生産は、武器製造会社が、自社の武器を他の会社が製造することを許可した上でなされます。このとき実際に移転されるのは武器生産の技術ですが、製造する会社が移転先の会社であるというだけで、その武器が移転先で使用されたり移転先からさらに移転されたりすることには変わりがありません。しかし、「武器」の定義に生産技術などが含まれていない国では、武器移転の規制が武器の技術には及ばず、武器が不正に使用されている国への技術移転が可能となることもあります。さらに、ライセンス契約の期間が終わっても、移転された技術はそのまま移

転先にとどまります。ブルガリアでは、ライセンス生産の契約期間が切れてから 14 年もの間、カラシニコフ小銃を製造し続けた会社もありました²¹。

武器の移転 大規模輸出国

武器の移転を見てみると、2001 年の統計では、国連安全保障理事会の常任理事国 5 カ国は、世界の通常兵器移転の 88 パーセントを占めていました²²。なかでも、アメリカ合衆国からの移転は、世界の移転の 45 パーセントを占めていました。また、2002 年の統計では、アジア、アフリカ、中東、ラテンアメリカへの武器の移転のうち、常任理事国 5 カ国からのものが約 90 パーセントを占めました (右のグラフを参照)²³。



Grimmett (2003) のデータをもとに作成。

武器の移転 「合法」と「非合法」

通常兵器は、主に人間を傷つけ、殺すための製品です。そして、実際に通常兵器は、いわゆる「大量破壊兵器」とされているものよりも、多くの死傷者を生み出してきました。そのような製品には、厳格な規制がなされることが求められるのは当然のことと言えます。しかし、武器の移転は、世界貿易機関 (WTO) の管轄外であり、国連貿易開発会議 (UNCTAD) で取り扱われることもありません²⁴。いわゆる「大量破壊兵器」の拡散について存在するような規模の取り組みはなされていません。最近になって、武器の移転に関する地域的な取決めなどが結ばれていますが、実際の規制は個々の国の政府に任されています。

近年、小型武器などのいわゆる「非合法」な移転が問題視されていますが、「合法」とされる移転について十分な規制がなされていないことは、「非合法」な移転に流れる可能性を含んでいます。さらに、「合法」な移転、という言葉は、政府によって許可がなされた移転という意味で多用されていますが、移転を許可する際に、武器がどのように移転され、最終的に誰によってどのように使用されるのか、について考慮されていない場合があります。また、個人あるいは国家にとっての経済的・政治的な利益にもとづいて移転を許可する場合があります。ウクライナなど、旧ソ連から武器の生産能力を受け継いだ国々は、自国からの武器の移転がもたらす影響よりも、外貨の獲得が優先されました。チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニアやポーランドなどは、北大西洋条約機構 (NATO) への加盟に向けて武器の最新化にあたり、不要となった古い武器を売り出しました²⁵。

また、武器の移転を許可するにあたっては、最終使用者証明書の提示を求めるのが一般的ですが、最終使用者証明書が偽造されていたり、証明書を発行した政府の役人などが共謀していたり、審査が不十分であったり、法に抜け穴があったりします (次章を参照)。武器の部品が移転先で完成品として第三国に移転される場合や、武器が移転先で改良されて再移転される場合などの規制がなされていないこともあります。

武器の移転 ブローカー取引

武器のブローカー取引（「ブローカリング」とも、英語では brokering）について、国際的に合意された定義は未だに存在しないと言えますが、概して武器の移転について交渉したり、手配したり、容易にしたりするような行為を指し、例えば契約交渉、購入、輸送、資金調達などの活動が含まれます。このとき武器は必ずしも「ブローカー」と呼ばれる人々が所有するものとは限らず、またブローカーが移転に関与する武器の移転元の国も、移転先の国も、そのブローカー自身が活動拠点とする国ではない場合もあります。彼らは、武器のいわゆる「合法」な移転にも関与することがありますが、彼らの活動に関する規制が不十分であることから、「合法」と「非合法」の境界線が曖昧になる傾向も指摘されています²⁶。さらに、スリランカ、コンゴ民主共和国、アンゴラ、リベリア、シエラレオネ、ソマリア、ルワンダなど、武力紛争下あるいは国連の武器禁輸措置がとられている国々への武器の移転には、ブローカーの関与が指摘されるケースが多くなります（次章を参照）。

ブローカー取引に関する規制はいまだに不十分な国が多く、また、ある国が規制を強めると、ブローカーたちは規制のより弱い国に会社を登録し直したり住居を移転したりすることで活動を続ける傾向にあります。租税回避地（タックス・ヘイヴン）と呼ばれる国や地域が存在や、電子媒体を利用した銀行取引形態の登場によって、資金の移動が簡単になり、また自跡しにくくなっていることも、彼らの活動を助長しています²⁷。国内に存在しない会社の所有する船や航空機の登録を許可したり、登録を簡単にしたり、税を少なくしたり規制を緩くしたりしている、一般に便宜置籍国と呼ばれる国々は、ブローカーたちに活動拠点を提供する役目を果たしています。

武器の刻印と追跡

2001年の国連小型武器会議以降、武器の刻印と追跡のための取り組みについて議論がなされてきました。しかし2005年4月22日現在の段階では、法的拘束力のある国際的な取り極めが合意されるには至っていません。近年の紛争地で発見される武器には、刻印がなされていないか不十分であるか、あるいは刻印が削られたり偽の刻印が施されたりしたものなどが多いことが頻りに報告されています。また、製造された武器が人の手に渡っていく過程を追跡することは困難であり、とりわけ、非合法的取引を経て紛争下や暴力犯罪において使用された武器が、どの時点で非合法的取引に流れたのかを突き止めることは非常に困難です。このことは、国内法や国際法に違反するような武器の移転やブローカー取引について、許可したあるいは防止することができなかった政府や人々を特定し、責任を追及することを妨げています（次章を参照）。

武器の所有と管理

民間人の武器の所有に関する国内法は、国によって異なり、規制が厳格な国もあれば、緩い国もあります。アメリカ合衆国では、武器の所持に関しては様々な規制がありますが、政府による検査が不十分であることも指摘されています²⁸。また、1994年に成立した「包括的犯罪防止法」²⁹のなかの19種類の半自動小銃の販売を禁止した箇所が2004年9月に失効し、殺傷能力の高い銃の拡散が懸念となっています。コロンビアなどの国では、犯罪歴があっても、政府の役人などに賄賂を渡せば、所有許可が得られてしまうことなどが報告されています³⁰。警察や軍、民間

警備会社や民間軍事会社などの関係者が、民間人に武器を売り渡すこともあります³¹。武器の所有許可を受けた個人や、販売許可を受けた販売店、あるいは警察や軍などの倉庫から武器が盗まれることもあります。盗まれた武器は、民間人によって許可なく所有されたり、反政府武装集団によって使用されたり、密輸されたりすると言われています。

紛争下においては、戦闘集団間で武器が頻繁に移動します。一方の戦闘集団がある町を攻略すると、その町にあった他の戦闘集団の武器庫も手に入れます。戦場に残された武器は、他の戦闘集団の兵士のものとなったり、民間人の手に渡ったりします。紛争後には、大量の武器が残されます。これらの武器は、元兵士が持っていたり、他の民間人が持っていたりします。

「テロとの戦い」

世界中で多くの政府が、「テロ」と大量破壊兵器を、対処しなければならぬ重大な脅威としてみなしています。しかし、テロと大量破壊兵器に対する戦いのために、国際法を無視し、平和と正義の追求を犠牲にすることを、正当化することはできません。2002年7月、G8諸国（アメリカ、イギリス、イタリア、カナダ、ドイツ、日本、フランス、ロシア）は、テロリストが大量破壊兵器を入手することを防ぐために200億ドルを捻出し、また「グローバル・パートナーシップ」をとることに合意しました。しかし、例えば武器の輸出に際して、輸出先の国で特定の政党や政治組織が禁じられていたり、政治的あるいは宗教的な理由による拘禁者が何年も恣意的に拘禁されていたりすることは考慮されていません³²。ヨーロッパ諸国などは、武器の輸出に関して人権の尊重を基準としている、と主張します。アメリカには武器の輸出に関する特別法があり、人権侵害を犯すような外国の治安部隊に軍事援助や軍事訓練を提供することは禁止されています³³。しかしこれらの原則は、「テロとの戦い」の中で無視されています。2001年9月11日以降、アメリカ政府は輸出相手国の人権状況を考慮しないままに軍事支援を大幅に増加させたり（例えばアルメニア、ネパール、トルコ、イエメンなど）、武器輸出の禁止を解除したりしました（例えばタジキスタンやユーゴスラビアなど）³⁴。イギリスからインドネシアへの武器輸出額も、2002年の約200万ポンドから2002年の約4000万ポンドと20倍になりました³⁵。

「敵の敵は味方である」という論法に基づいたアメリカなどの政策は、輸出された武器が人権侵害や国際人道法の重大な侵害などに用いられる可能性を考慮していないとともに、長期に渡って使用可能な武器が、長いライフ・サイクルのなかでどのように使用されるのかについても考慮していません。時代をさかのぼってみれば、1990年のイラクによるクウェート侵攻の際に使われた武器は、世界の武器輸出大国から購入されたものでした³⁶。1980年代のイラン・イラク戦争中には、アメリカ政府はイラクに軍事的な情報や助言を提供し、軍事兵器を確保し、クラスター爆弾を供給しました。2001年、アフガニスタンではアメリカ軍に対して、ステイング・ミサイルを使用した攻撃がなされましたが、この武器もそもそもは1980年代にソ連軍と戦っていたムジャヒディン勢力に対してアメリカのCIAが提供したものでした³⁷。

武器の供給は、国際人権法および国際人道法などの遵守といった要素を考慮してなされるべきです。短期的な視野にもとづいた外交政策とは切り離されなければなりません。

- ¹ Brummitt, C., "Indonesia resumes war with Aceh rebels, but at what cost?", *Associated Press*, 26 May 2003. 'They say they are looking for the rebels, but it's the people that always end up becoming the targets.'
- ² President Bush's remarks at the White House ceremony to honour victims of the September 11 2001 attacks, The White House, Washington, DC, 11 March 2002. <http://usinfo.state.gov/products/pubs/sixmonths/bushremarks.htm>. 'America encourages and expects governments everywhere to help remove the terrorist parasites that threaten their own countries and peace in the world... If governments need training or resources to meet this commitment, America will help.'
- ³ Milling, T. J., "Guns in America Part II; Killers, gang bangers and drug dealers go for their guns", *Houston Chronicle*, 1997, www.chron.com/content/chronicle/nation/guns/ 'Most of the guns used in crimes originated as legally sold items.'
- ⁴ Murray, C. and Lopez, A., eds., "The global burden of disease: a comprehensive assessment of mortality and disability from diseases, injuries, and risk factors in 1990 and projected to 2020", *Global Burden of Disease and Injury Series*, vol. I. Harvard School of Public Health on behalf of the WHO and the World Bank, 1996.
- ⁵ Spiegel, P. B. and Salama, P., "War and mortality in Kosovo, 1998-99: an epidemiological testimony", *Lancet*, 2000, 355: 2204-9. ただし、民間人の犠牲者の割合は、ケースによって異なる。例えば、下記のクロアチアでの調査では 64 パーセント。ICRC, *Arms Availability and the Situation of Civilians in Armed Conflict*, Geneva, International Committee of the Red Cross, 1999.
- ⁶ "Les Suspects Habituels: les Armes et les Mercenaires du Liberia en Côte d'Ivoire et en Sierra Leone", *Global Witness*, March 2003. UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA, *Final Report of the UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA*, -S/2000/203- 10 March 2000. UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Final Report of the Monitoring Mechanism on Angola Sanctions*, -S/2000/1225- December 21, 2000. UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Addendum to the final report of the Monitoring Mechanism on Sanctions against UNITA*, -S/2001/363- 18 April 2001. Wood, B. and Peleman, J., *The Arms Fixers: Controlling the Brokers and Shipping Agents*, Norwegian Initiative on Small Arms, Oslo, and British-American Security Information Council, London, November 1999. UN Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo, *Report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo*, -S/2001/357- 12 April 2001. UN Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo, *Final report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo*, -S/2002/1146- 16 October 2002. Raeymaekers, T., *Network War: An Introduction to Congo's Privatised War Economy*, International Peace Information Service Report October 2002, International Peace Information Service, Antwerp, 2002.
- ⁷ Enomoto, T., *Resource Exploitation in the Conflict in the Eastern Democratic Republic of the Congo: The Evolving Forms and the Processes*, MA Thesis, University of Leeds, 2004.
- ⁸ Vick, K., "Small Arms Global Reach Uproots Tribal Traditions", *Washington Post*, 8 July 2001. Leer, A., "Making sense of war zone Isiolo", *MS-Kenya, Partner NEWS*, Vol. 4, No. 2, 2001. MacFarquhar, N., "Yemen turns to tribes to aid hunt for Qaeda", *New York Times*, 27 October 2002.
- ⁹ Small Arms Survey 2002 のデータに基づき作成。 *Small Arms Survey 2002: Counting the Human Cost*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2002. (Data from 31 December 2001)
- ¹⁰ Gun Free South Africa, January 2003, www.gca.org.za/facts/statistics.htm Crime Information Analysis Centre – South African Police Service, January 2003, www.saps.org.za/8_crimeinfo/200111/crime/illpos.htm Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 50.
- ¹¹ Sagramoso, D., *The Proliferation of Illegal Small Arms and Light Weapons in and around the European Union*, Saferworld and Center for Defence Studies, July 2001.
- ¹² Sagramoso, D., *The Proliferation of Illegal Small Arms and Light Weapons in and around the European Union*, Saferworld and Center for Defence Studies, July 2001.
- ¹³ Godnick, W., Muggah, R. and Waszink, C., *Stray Bullets: the Impact of Small Arms Misuse in Central America*, Small Arms Survey, Occasional Paper no. 5, October 2002, p. 15.
- ¹⁴ "How a gun massacre changed Britain", *BBC News*, Tuesday, 7 December, 2004 <http://news.bbc.co.uk/go/pr/fr/-/1/hi/magazine/4075055.stm> "1996: Massacre in Dunblane school gym", *BBC Website*, On This Day: Searched by the date 13 March. http://news.bbc.co.uk/onthisday/hi/dates/stories/march/13/newsid_2543000/2543277.stm

-
- ¹⁵ 以下の文献を参照。
Small Arms Survey 2004: Rights at Risk, a project of the Graduate Institute of International Studies, Oxford University Press, 2004, p. 8.
但し、上記報告書で使用されているこの数値は、以下の文献に基づいており、以下の文献における「製造」の定義などに留意する必要がある。
Omega Foundation, *Global Survey of Small Arms and Light Weapons Companies*, Background Paper, Small Arms Survey, 2003.
- ¹⁶ Courtney, C., *Corruption in the Official Arms Trade*, Transparency International (UK), Policy Research Paper 001, April 2002.
- ¹⁷ “Heads roll in Indian bribery scandal”, *BBC News*, 14 March 2001,
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/1219434.stm
- ¹⁸ Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 55.
- ¹⁹ Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 56.
- ²⁰ *The Impact of Small Arms on Health, Human Rights and Development in Medellín: a Case Study*, Oxfam, January 2003.
Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 56.
- ²¹ *St Petersburg Times*, 16 April 1999.
- ²² Grimmett, R. F., *Conventional Arms Transfers to Developing Nations 1995-2002*, CRS Report to Congress, September 22 2003.
但し、このデータの基になっている報告書においては、「武器」は重兵器にあたるものが主であり、部品や軍事訓練なども含めていることに留意する必要がある。
- ²³ Grimmett, R. F., *Conventional Arms Transfers to Developing Nations 1995-2002*, CRS Report to Congress, September 22 2003.
- ²⁴ Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 56.
- ²⁵ Courtney, C., *Corruption in the Official Arms Trade*, Policy Research Paper 001, Transparency International (UK), April 2002.
- ²⁶ *Small Arms Survey 2004: Rights at Risk*, a project of the Graduate Institute of International Studies, Oxford University Press, 2004
- ²⁷ *Small Arms Survey 2004: Rights at Risk*, a project of the Graduate Institute of International Studies, Oxford University Press, 2004
- ²⁸ “Unenforced gun laws”, *The Boston Globe*, August 14, 2004.
http://www.boston.com/news/globe/editorial_opinion/editorials/articles/2004/08/14/unenforced_gun_laws/
- ²⁹ “Violent Crime Control and Law Enforcement Act”
- ³⁰ *The Impact of Small Arms on Health, Human Rights and Development in Medellín: a Case Study*, Oxfam, January 2003.
Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 64.
- ³¹ Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 64.
- ³² “Sweeping military aid under the anti-terrorism rug: security assistance post September 11th”, *Arms Sales Monitor*, No 48, Federation of American Scientists, <http://fas.org/asmp/library/asm/asm48.html>.
“*Dangerous Dealings: Changes to US military assistance after September 11th*”, Human Rights Watch, February 2002.
- ³³ “Stop arms to human rights abusers! Defend the Leahy Law”, Amnesty International USA website
www.amnestyusa.org/stoparms/history.html
- ³⁴ Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003, p. 41.
- ³⁵ “Ministers back 20-fold rise in arms sales to Indonesia”, *Guardian(UK)*, 1 July 2003.
- ³⁶ “*Transfers of major conventional weapons to Iraq 1973-2002*”, SIPRI,
http://projects.sipri.se/armstrade/Trnd_Ind_IRQ_Imps_73-02.pdf.
- ³⁷ Dobbs, M., “US had key role in Iraq buildup”, *Washington Post*, 30 December 2002.
Woodward, C., “A market where demand is high – many nations are competing to sell military hardware”, *Associated Press*, 12 December 2002.

第四章 事例研究 :1990年代アンゴラ

はじめに



1990年10月、ロドリナ (Rodrina:写真)の村は、「アンゴラ全面独立民族同盟」(UNITA)による襲撃を受けました。ロドリナが逃げようとしたとき、UNITAの銃弾が彼女の片脚を貫きました。応急手当を受けた後、ロドリナは中部アンゴラのクウィートウ(Kuito)にある病院に運ばれましたが、膝から下を切断せざるを得ませんでした。約10年後の2000年3月、42才になっていたロドリナは、クウィートウの近くのキャンプでオックスファムのスタッフに語りました。「松葉杖で歩きながら、洗濯物を川まで持っていくこと・・・料理に必要な薪を切りに行くこと・・・皿洗い、水汲み。今では、何もかもが辛い仕事になってしまった。」¹

写真 ©Crispin Hughes/Oxfam

アンゴラでは、1975年の独立後、1976年に政権を樹立した「アンゴラ解放人民運動」(MPLA)と、UNITAなどの反MPLA勢力との武力紛争が続きました。この背景の一部には、MPLAは、当時南アフリカ共和国の委任統治領であったナミビアの独立解放勢力を支援していたため、南アフリカ共和国がMPLAに対し武力攻撃を行い、これに対し連やキューバがMPLAを支援、アメリカ合衆国などNATO側の諸国がUNITAなどの反MPLA勢力への支援をするという状況がありました。1991年、アンゴラ政府とUNITAとの間に和平合意(ビッセセ合意)が結ばれました。これに基づいて、1992年には大統領選挙及び議会選挙が行われました。結果はMPLA側の勝利でしたが、UNITAは不正選挙であるとし、武力闘争に戻りました。



地図 ©www.worldatlas.com

この章では、ロドリナが生き抜いた1990年代のアンゴラ紛争について、武器に関する様々な問題、とりわけ武器の供給面での諸問題に焦点を当て、視点を換えながら考察します。

< 1 > 追跡不可能な武器

武力紛争が再燃してからの 1992 年 10 月から約 2 年間は、当時のアフリカにおける紛争のなかでも類を見ない激戦が繰り広げられました。この間に命を落とした人は約 30 万人にも上り、ピーク時には戦闘、病気や飢餓で一日に約 1000 人が死亡したとも推計されています²。この紛争においては、政府軍側、UNITA 側双方による、組織的な人権侵害が広範に行われていました。無差別攻撃、民間人の誘拐や恣意的な殺害行為など、紛争下における UNITA の行為には、特に非難が集中してました。

このような状況のなか、1993 年 9 月 15 日、国連安全保障理事会は UNITA に対する武器等の禁輸措置を決定しました³。しかし、そのような措置にも関わらず、UNITA への武器の流れは止まりませんでした。これを受けて国連安全保障理事会は、UNITA への禁輸措置に対する違反について 1999 年に専門家パネルを設置し、さらに 2000 年にはアンゴラ禁輸監視機構を設置しました⁵。2000 年以降、専門家パネルや監視機構によって報告書が提出され、UNITA が武器を入手した数々のルートが明るみにでました⁶。

しかし UNITA が入手した武器のなかには、製造国も、入手ルートも追跡することが困難な武器が大量にありました。例えば、アンゴラ政府軍が UNITA から押収した武器には、BM21 多連装ロケット発射機、BMP 歩兵戦闘車両、ウラガン・ミサイルや AK47 アサルトライフルなどが含まれていました。これらの武器に刻印されていたシリアルナンバーなどの情報によると、これらの武器はウクライナやロシア、中国で製造されたものということになりましたが、この 3 国は自国で製造されたものでも自国から輸出されたものでもないことを主張しました。また、2001 年の監視機構の報告書は、UNITA から押収された武器には、製造会社や製造国、シリアルナンバーなどの刻印が全く施されていないものが多かったことに言及し、「押収された武器の大部分に刻印がないため、製造元を追跡することは困難である」と述べています⁷。

武器の刻印が不十分であり、移転の記録も不十分な場合には、その武器がどこで製造され、どのようにして安保理の禁輸措置を破って移転されたのかを突き止めることは困難になります。そしてこのことは、武器の移転に関与した人々が負うべき責任を追及することも、困難になることを意味します。

写真：適切に刻印がなされた半自動式拳銃

上列左から、シリアルナンバー (86912)、拳銃の種類 (M8)、製造国 (ワシのマーク : ドイツ)、製造会社 (HK : Heckler & Koch)、販売会社 (Chantilly VA : アメリカ合衆国にある会社)、下列右から、輸出用である印 (鹿の角のマーク)、製造年 (E : 1984 年)。

写真 ©hkpro



<2> ブローカー取引

対 UNITA 禁輸措置に関する専門家パネル及び監視機構は、UNITA は、一般に「ブローカー（仲買人）」と呼ばれる人々を介して武器を入手していたことが非常に多いことを報告しています⁸。また、そのようなブローカーによる取引は、「合法」な取引である側面と、「非合法」な取引である側面が混在していることも分かりました。

例えば、1997 年から 1998 年までの間、RPG-7V 歩兵携行用対戦車擲弾発射器 500 本、STRELA-2M 対空ミサイル 100 発、82 ミリ迫撃砲弾 2 万発、7.62 ミリ×39 ミリ弾 600 万発、PG-9 対戦車ロケット砲弾 3000 発などの、計 1400 万ドル相当の武器が、ブルガリアの武器製造会社から、最終的には UNITA に売却されていた可能性が指摘されました。

これらの移転は、「トーゴの最終使用者証明書」に基づいてブルガリア政府に許可された時点では「合法」に移転されていたことになっていました。しかし、調査を進めるうちに、トーゴ政府はこれらの証明書を実際には発行していない事実が明らかになりました。

武器を輸出したブルガリアの会社は、KAS エンジニアリングという仲買会社と契約を結んでおり、武器はまず KAS エンジニアリングが購入し、代金を支払っていました。KAS エンジニアリングは、ブルガリアのソフィアにいる代表者が、ジブラルタルで登録した会社でした。ブルガリア政府に「トーゴの最終使用者証明書」を提示したのは、この会社であったとされています。また、「トーゴの最終使用者証明書」のうちのいくつかは、トーゴから来た航空機の機長から KAS エンジニアリングの代表に渡されたり、アラブ首長国連邦のドバイから同代表に郵送されたりしていました。調査を進めるうちに、証明書を郵送した人物は「ヴィクター・ポウト (Victor Bout) 氏」であることが分かりました。

さらに、輸出された武器のほとんどは、エア・セス (Air Cess) という会社が輸送を担っていました。この会社の所有者も、「ヴィクター・ポウト氏」でした。武器を輸送したエア・セスの航空機のルートを見ると、多くはケニアのナイロビやスーダンのハルトゥームの空港を通過した後、コンゴ民主共和国やタンザニアなどの目的地に向かうことになっていました。航空機のルートなどに関する調査や、元 UNITA 関係者などからの情報を照らし合わせた結果、監視機構は、これらの航空機は、UNITA の支配地域に着陸し、武器を提供した後、「目的地」とされる空港に到着していたと結論づけました。

専門家パネルが、エア・セス及びその関連会社の経緯を調べていくと、会社の登録国が転々としており、それまで登録していた国の規制が厳格になると、より規制の緩やかな国に登録し直して活動を続けていたことが分かりました。関連会社を登録した国と、実際に会社の航空機が活動拠点としていた国が異なる場合も多く見られました。また、この会社に関連する人物の国籍や関連会社の所在地は、アラブ首長国連邦、ベルギー、フランス、リベリア、南アフリカ共和国、中央

アフリカ共和国、カザフスタン、中央ギニア、アメリカ合衆国、イギリスなど、世界の各地に散らばっていました。このように、会社の経営者の居住地、会社の登録地、航空機などの登録地、実際に航空機などが拠点とする場所が全く異なり、しかもそれらの場所が転々と変わる会社の活動については、各国の既存の規制が及ばないことが頻繁にあります。例えば、エア・セスが1996年から1997年の間に拠点としていたベルギーは、法的措置をとるべきであるという意見に対し、エア・セスのような会社は、既存のベルギーの法の管轄外であることを述べ、法的整備の不十分さが、エア・セスのような会社を野放しにしていることを認めました⁹。また、エア・セスがベルギーの次に拠点とした南アフリカ共和国は、当時のエア・セスが南アフリカで登録されていないため、法の管轄外であり、何の措置もとることができないことを述べたことが伝えられています¹⁰。

専門家パネルや監視機構の報告書で提言されているように、武器のブローカー活動についての規制強化が緊急になされる必要があります。また、そのような規制については、一国あるいは一地域で行うだけではなく、より多くの国による、地域を越えた一貫性のある取り組みが必要です。

1998年からは、UNITA側も政府軍側も焦土作戦を展開し、中部アンゴラの村や町を焼き尽くしました。人々は生まれ育った村や町を追われ、山の中に住んだり、国内避難民キャンプに避難したりしました。2002年に紛争が終わった時、国内避難民の数は400万人に上ったと言われています。紛争後、帰還した人々の目の前に広がっていたのは、何年もの避難生活の間に戦闘で破壊し尽くされ、荒廃しきった故郷の姿でした。



上写真 ©Craig Owen/Oxfam

下写真 ©Crispin Hughes/Oxfam

< 3 > 捕まらない 死の商人』

専門家パネルが調査の過程でたどり着いた 1 人の人物 ヴィクター・ボウト氏は、武器取引のネットワークに関する専門家たちの間では、「禁輸破り」、死の商人」¹¹、あるいは「ヴィクター・B」という呼び名がつくほど、よく知られた存在でした。複数の名前とパスポートを持ち¹²、住居も転々としている彼は、数十機の航空機、そして世界各地の航空会社やチャーター会社、運送会社その他から成る複雑なネットワークを操り、アンゴラの他にもアフガニスタン、コンゴ民主共和国、リベリア、パキスタン、フィリピン、ルワンダ、シエラレオネやスーダンなどの紛争地域への武器輸送に関与してきたとされています¹³。

近年、対 UNITA 禁輸に関する専門家パネルの報告書をはじめとして、紛争地域への武器その他の輸送に関する多くの国連報告書が、紛争地域への武器輸送に関与した人物としてボウトの名を挙げていました。しかし各国政府は、ボウトの活動を規制するための行動を起こしていませんでした。2001 年 9 月 11 日以降、アフガニスタンのタリバンに対してボウトの関与する会社が武器を輸送していたことが報告されるようになり⁴、ボウトに対する行動を起こすべきとの声が、欧米諸国において強まりました。ベルギーの警察は、2002 年 2 月にボウトのネットワークの一部とされる人々に対する家宅捜査を行い、国連の専門家パネルなどが指摘した UNITA への武器の販売を裏付ける書類を押収しました。彼に関係する人々が逮捕され、ベルギーはボウトに対し、マネーロンダリング等の罪で逮捕状を発行し、国際刑事警察機構 (International Criminal Police Organization: ICPO、通称 Interpol) も、逮捕者リストにボウトを載せました。

しかし、ボウトをこれまでかくまってきた国々の政府は、彼に対して行動を起こすことに及び腰です。2002 年 2 月 28 日、ICPO のロシア事務局のスポークスマンによる、「我々は、ヴィクター・ボウトがロシアの領域内にいないと、確信をもって言うことができる」という発表がニュースになったちょうどその時、ボウトは、モスクワのクレムリン宮殿から数ブロックしか離れていないラジオ局で、ラジオ番組に生出演し、インタビューの中で自分の無実を訴えているところでした¹⁵。最近では、ボウトのネットワークを構成する空輸会社のうちの数社が、アメリカの軍や企業と契約を結び、占領下のイラクへの空輸を行っていたことが指摘されています¹⁶。2004 年 3 月、国連安全保障理事会が、チャールズ・テイラー元リベリア大統領に武器を提供するなどした人々の資産を凍結する決議案を作成しましたが、アメリカとイギリスの圧力により、ボウトの名前が資産凍結リストから削除されたとも報じられています¹⁷。そして未だに、当の本人は、おそらくモスクワのどこかで、優雅な生活を送っていると言われています¹⁸。

< 4 > ボウトの活動展開の背景

ヴィクター・ボウトは、1967年、旧ソビエト連邦の、現タジキスタンにあたる地域の町で生まれました。1991年まで、現在のベラルーシにあった旧ソビエト軍の軍事輸送航空連隊で働いていました。冷戦後、ボウトのいた連隊は解散され、彼や彼の同僚たちは、職を失うことになりました。しかし彼らは、軍で長年の経験を積み、ロシアの軍関係者だけでなく国際的なコネクションを持っていました。冷戦後の市場には、旧ソ連軍の武器が安価に大量に出回っていました。ボウトは旧ソ連の輸送機3機を購入し、輸送会社を設立しました。1993年には、アラブ首長国連邦に拠点を移し、本格的に事業を展開し始めました。1970年代以降の市場の自由化によって、合法的に活動する企業にとっても、「非合法」な活動に関与する企業にとっても、マーケティングや供給チェーンを確立しやすい環境が形成されていました。経済の領域において国家による統制が弱まったことによって、国境を超えた経済活動が深化し、拡大することが可能になっていました¹⁹。ボウトのネットワークは、このような環境に素早く適応し、世界中に展開していきました。

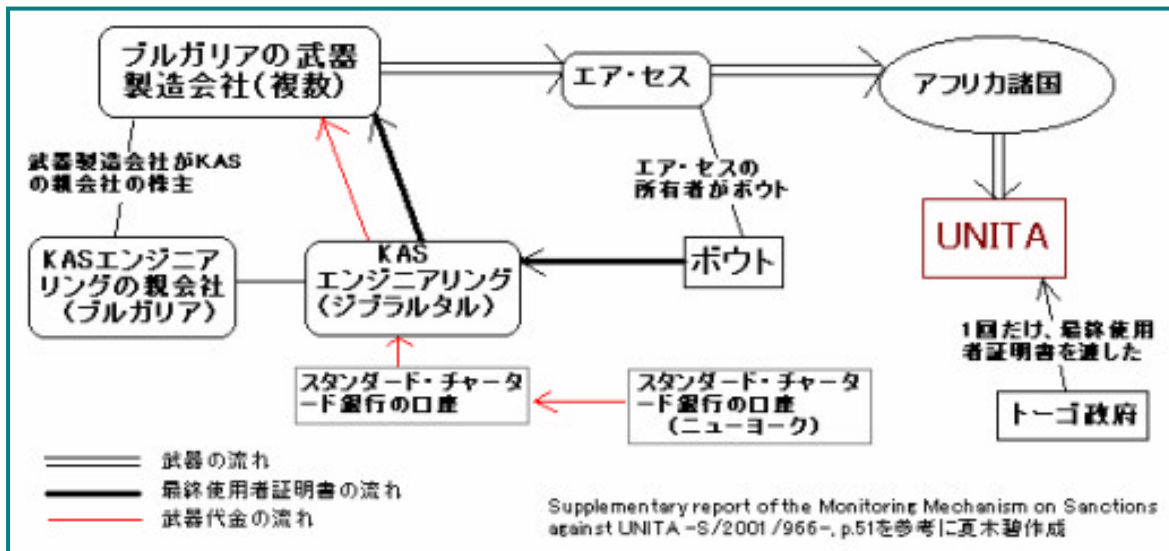
ボウトが関係する会社は、規制の緩やかなベルギーや南アフリカ共和国、リベリア、ウクライナなど様々な国に展開し、規制が厳しくなるとより規制の緩やかな国に移るなどしながらネットワークを拡張させていきました。所有する輸送機は数十機に増え、グラジオラスの花から冷凍鶏肉、ダイヤモンド、採掘機具、カラシニコフ銃、弾薬や攻撃ヘリコプター、果てにはソマリアや東ティモールへの国連平和維持軍の兵士まで、ありとあらゆる物や人を輸送しました。武器の輸送は、「非合法」に行われる場合も、政府の許可を得て「合法」に行われる場合もありました²⁰。ボウトの所有する航空機は、戦車やミサイルなどの重兵器すら、武器禁輸措置が課されたような紛争地域に輸送することが可能であり、さらにボウトのネットワークには、そのような輸送を誰にも疑われることなく白昼堂々で行うことを可能にする人材と資金が揃っていると言われます²¹。頻りに名前を替え、登録地を替え、下請け会社などを通して活動する会社によって、網の目のような構造が形成されており、ボウトの関与の証拠を掴むのは非常に困難であると言われます。

一方、冷戦の終結は、UNITAにとって、それまで東西両陣営が提供していた軍事支援その他の支援が減少することを意味しました。そのような時、ヴィクター・ボウトの周囲に形成されていたような国境を超えたネットワークは、UNITAの軍事力を維持し続けるために必要な武器の供給を確保し、世界市場との繋がりを提供したのです。

加えて、ヴィクター・ボウトが関与してきたような、国境を超えたネットワークを必要としていたのは、UNITAのような反政府集団だけではありませんでした。また、ボウトを保護しようとする国家は、ロシアや欧米の国々に限ったことではありません。とりわけアフリカのような内陸国が多い大陸では、武器禁輸措置を破って紛争下に武器を持ち込む際は、周辺国を経由する必要がある場合がありますが、ボウトの関係する会社は、難なく周辺国を経由して武器を輸送することができます。ブルガリアからUNITAへの武器の移転の際に使用されたとされる18枚の「トーゴの最終使用者証明書」は偽造されたものでしたが、この偽造証明書は、1997年にトーゴの軍関係者

だった人物が署名をし、彼から UNITA に渡されたものをもとに模造されたものでした²²。また、ボウトのこれまでのクライアントには、国家（特にアフリカの国家）関係者も多いとされています。

1980年代以降、とりわけアフリカの諸国では、経済構造調整が行われ、国有会社は民営化され、インフォーマル・セクターが膨張する一方でフォーマル・セクターは収縮し、財源は減少していました。さらに冷戦の終結により、それまでの東西両陣営による軍事支援その他の支援は減少していきました。そのような国家の政府関係者にとって、世界中に広がる企業ネットワークは、商業活動に再び関与し、世界市場と新しい形で繋がることを可能にするだけでなく、自分たちの権力を維持するための資金や武器を手にもすることも可能にするものでした²³。ボウトが関係するようなネットワークが様々な政府の関係者と密接な関係を持つようになった背景には、冷戦後、ボウトたちのような元軍関係者が世界の状況に適応して利益を追求していったように、冷戦後の世界の状況に対応し、適応することで権力や利益を保持しようとした国々、とりわけアフリカの国々の政府関係者側による動きもあったのです。



< 5 > 紛争の展開と民間軍事会社

冷戦後、武器の売買などに関与するようになったのは、ボウトたちのような旧ソ連軍関係者だけではありませんでした。冷戦後、そしてアパルトヘイト後のアメリカ合衆国、イギリス、南アフリカ共和国などにおける元軍 諜報機関関係者らのなかには、最近のイラクへの攻撃や占領に関与しているとして、しばしば日本でもメディアに取り上げられる民間の軍事会社や警備会社を設立した人々もいました。そしてこのような会社の存在も、1990年代のアンゴラでの紛争に大きな影響を及ぼしたと言えます。ここでは、今日数多くある民間の軍事・警備会社のうち、アンゴラの紛争に深く関与したエグゼクティブ・アウトカムズ (Executive Outcomes: EO) について、その設立からアンゴラ紛争関与までの経緯を追っていきます²⁴。

EO は、1989年にエーベン・バーロウによって設立され、南アフリカ共和国国防軍 (South African Defence Force: SADF) の特殊部隊向けの訓練などを請け負いました²⁵。バーロウは、SADF の第 32 大隊 (1970年代から 80年代にかけての南アの周辺国への軍事行動の際には最高の殺戮率を誇ったエリート部隊) の副指揮官として働いた後、南アのシビル・コオペレーション局 (Civil Cooperation Bureau: CCB、アパルトヘイト政権下で、暗殺やスパイ活動などを担った) のエージェントとして働いていました²⁶。この頃はまだ EO の規模は小さいものでしたが、アパルトヘイト後、規模を大きく拡張することになりました。EO のような民間の軍事会社や警備会社、輸送会社などの運営に関わっていた人々は、主にバーロウのような、SADF や警察の元エリートたちでした。彼らはアパルトヘイト時代に深く関与していた武器や資源の国際的なネットワークを活かす形で、民間部門のビジネスに転身していきました²⁷。

一方、アパルトヘイト後の南アフリカでは、エリートたち以外にも、多くのSADFや警察の関係者が職を失いました。しかし SADFや警察などにおいても低い地位にあった人々 (多くが黒人) の多くは、軍事的な知識や技術以外には何も持ち合わせてはおらず、事業を始めるための資金やコネクションも持っていませんでした。さらに彼らは、アパルトヘイト政権下の暴力と恐怖を象徴する存在として、非難され、怖れられ、同じ黒人からも疎まれる存在になっていました。彼らにとって、EOが提示する高額な給料と生命保険や医療保障は、危険を冒すに値するものに思われました²⁸。EOに雇われた人々も、このような元SADFや警察の関係者が多かったと言われています²⁹。

EOが提供したサービスは、軍事的な戦略や戦術に関するアドバイス、地上戦・空中戦・水上戦に関する軍事訓練、平和維持活動、軍などへの武器の選択と取得に関するアドバイス、準軍事的な活動など、広範なものでした。スタッフの多くの元SADFや警察関係者は、改めて訓練する必要はありませんでした。彼らの多くは、アパルトヘイト政権時代、アンゴラやナミビア、モザンビークなどで、南アフリカによる軍事行動に参加していました。アフリカにおける武力紛争下での戦闘方法や、反乱鎮圧などの方法には長けていました。アンゴラでは、アパルトヘイト政権が支援していたUNITAの兵士とともに戦っていました。アンゴラ政府軍やUNITA軍の戦闘方法や弱点なども知りつくしていました。

冷戦終結直後の1990年代前半、アンゴラ政府への東側陣営からの支援は途絶え、アンゴラでの紛争の軍配はUNITA側に上がりつつありました。UNITAの支配地域は、徐々に拡大していきました。しかしこの形勢は、1993年3月を境に大きく変わっていくことになりました。

1993年3月、UNITAは海岸沿いのソヨにあった石油施設の攻略に成功しました。この石油は、アンゴラ政府の主な収入源であり、当の石油施設はアンゴラの国営企業と、外国の民間企業が所有していたと言われていました³⁰。EOは、この石油施設を含めたソヨの町を、アンゴラ軍に代わって取り戻すことを請け負いました。EOの約80名の部隊は、即座に攻撃を開始しました。ただし、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch: HRW) の調査によると、1992年から1993年の初めにかけてEOはUNITA側にもサービスを提供しており、このサービス提供に終止符が打たれたのは1993年4月になってからであったと言われます³¹。ともあれ、EOは激しい戦闘の末、ソヨの町をUNITAから取り戻すことに成功しました。

しかしEOの戦闘能力がなければアンゴラ軍側が劣勢であることを証明するかのようになり、EOがソヨから撤退した後、ソヨはUNITAによって奪い返されました。1993年9月、EOはアンゴラ政府との間に4000万ドルの契約を結び、アンゴラ政府軍の訓練及び前線での戦闘を請け負いました。1980年代にSADFによって粉砕されたアンゴラ軍の第16旅団は、EOのスタッフ約500名による指導のもとに再建されました。第16旅団の5千名の兵士と30名のパイロットには、新しい戦術や技術が教え込まれました。EOの人々がSADF時代にアンゴラ軍と戦火を交えた際のアンゴラ軍側の弱点も指摘され、克服されていきました。EOの関与は、1995年末まで続きました。

EOとアンゴラ軍は、次第にUNITAを劣勢に追い込むようになっていきました。最終的には、アンゴラの主な町の多くや、石油やダイヤモンドなどの資源の豊富な地帯をUNITAの手から取り戻しました。そしてこの資源によってアンゴラ政府は、武器を購入し、軍全体を再建する資金を手に入れました。UNITAは遂に和平に応じ、1994年11月にルサカで和平協定が結ばれました。

1995年以降、国連の平和維持軍が派遣されましたが、1998年夏、戦闘は再燃しました。1999年初頭、国連輸送機が撃墜されるに到り、同年3月、国連安全保障理事会は平和維持軍を撤収しました。その後も政府軍側は戦闘能力を維持しました。2002年2月、UNITAのザヴィンビ議長が戦死するとUNITAは弱体化し、和平への気運が高まりました。2002年4月4日、停戦合意に関する覚書が政府軍とUNITA軍によって署名され、独立以来27年におよんだ紛争は、事実上終結しました。

EOの関与によってアンゴラ政府軍が強化され、アンゴラ政府側の軍事的な優位が紛争の終結に結びついたことについては、評価が分かれるところです。また、EOの関与がアンゴラの紛争に与えた影響の大小については様々な意見があります。しかし、アンゴラのケースは、EOのような民間の軍事会社が、強大な戦闘能力を保有し、紛争に一定程度の影響力を及ぼしうる存在になったこと、そして彼らが提供するような「サービス」が、資金さえあれば手に入るようになったことを明白に示したものとと言えます。

< 6 > EO のネットワーク

前項では、アンゴラの紛争に EO がどのように軍事的に関与したのかを概観しました。しかし EO の関与は、軍事的な側面でのみ捉えて議論をするには限界があるのかもしれませんが、実際、EO に関与する人々が 1990 年代半ばから形成していったネットワークを追っていくと、EO のアンゴラ紛争への関与が持つもう一つの側面が見えてきます。

EO の設立に関与した人々は、その後、複雑かつ巨大なネットワークを形成していきました。1993 年 9 月、EO (UK) が設立され、ロンドンで登録されました。1994 年には、バーロウは南アでも EO を有限会社として登録し、1995 年に同じ南アで設立したストラテジック・リソース・コーポレーション (Strategic Resources Corporation: SRC) という親会社の傘下に入りました。その後、この 2 社の傘下あるいは周辺に、様々な関連会社のネットワークが形成されました。

SRC 及び関連会社は、バーロウなどの EO 関係者などにより、南アフリカを基盤にして運営されていました。SRC の傘下あるいは関連会社は、EO だけでなく、OPM サポートシステムズやサラセン・インターナショナル、MTS などの警備や軍事サービスを提供する会社、シバタなどの地雷撤去会社、情報通信会社、旅行会社、音楽・ビデオ製作会社、資源採掘機具会社、航空輸送会社、医療サービス会社など、様々な会社がありました³²。

一方、EO (UK) 及び関連会社は、元イギリス特殊舟艇隊員のアンソニー・バッキンガム、元イギリス SAS 隊員のサイモン・マンや、彼らの元同僚などによって、ロンドン・チェルシーのキングス・ロードにあるプラザ・ビル内のオフィス (右写真) を拠点にして運営されていました³³。このオフィスには、警備・軍事会社の他に、レンジャー・オイル、ヘリテージ・オイル、ブランチ・エナジー、ブランチ・ミネラルズやダイヤモンド・ワークスのような天然資源開発会社、航空輸送会社などがありました³⁴。

写真 © IPTV Ltd, UK iptv@cwcom.net



これらの関連会社は、表向きには全く関係のない独立した会社として登録されたり、バハマやアフリカの国々などで登録されたり、実際の運営者などの情報が分からないようになっていたりしました。これらの会社の間関係は、非公式なものが多く、例えば A 社の軍事サービスと B 社の採掘との結びつきが指摘された際には、会社側が「相手会社は、わが社とは全く関係のない会社である」という反論をすることを可能にしています。

では、イギリスを拠点とした関連会社の運営に関わっていったアンソニー・バッキンガムやサイモン・マンらと、バーロウたちとの接点は、どこにあったのでしょうか？

その答えは、1993年以降のアンゴラ紛争へのEOの関与にありました。ソコにあった石油施設をアンゴラ国営会社とともに所有していたとされる外国の民間企業「ヘリテージ・オイル」に関与していたのが、アンソニー・バッキンガムであり、EOにサービスを依頼したのもバッキンガムとサイモン・マンであったと言われています³⁵。また、1993年9月にEOがアンゴラ政府との間に結んだ4000万ドルの契約の交渉にも、バッキンガムやサイモン・マンが役割を果たしたと言われています³⁶。契約の詳細に関しては諸説ありますが、一説には、EOに支払われた金額は、実はバッキンガムの関与する会社からまず拠出され、その会社は代わりにアンゴラでの石油と採掘の利権を得たとも言われています³⁷。EO (UK)がロンドンで登録され、バッキンガムらが運営に関与するようになったのも、1993年の9月でした。さらに、EOの関連会社をみていくと、サラセン・インターナショナルはソコで地雷撤去などの活動をし、スチュアート・ヨレス・インターナショナル(多くの元SADFの医療スタッフが働く医療サービス・医療設備提供会社)はアンゴラで軍の病院の修復にあたり、シバタ・セキュリティーも地雷撤去に関わり、ブランチ・エナジーはアンゴラでダイヤモンドの利権を持っていました(その後、この利権は関連会社に売却されました)³⁸。

写真 :ダイヤモンド ©Amnesty International



その後のEOや関連会社が、シエラレオネやパプア・ニューギニアなどで行った活動をみていくと、EOの関連会社はそれぞれの会社の活動を補い合いながら行動していたことが分かります³⁹。実際、EOの関連会社の事業内容をみると、それぞれに補完しあうことができるようになっています。例えば、ある関連会社による金の採掘活動があったとすると、他の関連会社からは、空輸、採掘機器、地雷撤去、取り壊し、土木工事、建設、人材のリクルート、資金調達、広告などを提供することができます。必要であれば、警備員、医療チーム、兵士、武器、戦略・戦術要員、対敵情報活動要員なども調達することが可能です。また、これまでの軍事サービスの提供には、関連する天然資源開発などの会社の活動が伴ったり、天然資源の利権などに絡んだ取引が指摘されたりしています。

EOのような民間の警備会社や軍事会社が、アンゴラなど天然資源が豊富な国々の政府などに使用されるようになった理由の一つには、関連会社のネットワークのなかで天然資源開発などのサービス、および世界市場との繋がりを同時に提供することができたためと言われています⁴⁰。アンゴラにおけるEOの活動については、公式・非公式に関連する会社のネットワーク全体の活動のなかに位置付けた上で考察する必要があります。

民間の警備会社や軍事会社の活動が活発化したのは、1990年代以降とすることができます。そしてこのことは、単に冷戦後・アパルトヘイト後に大勢の元軍・諜報機関関係者と大量の武器が残されたことのみで帰されることではありません。また、彼らを必要としたのは、冷戦時の東西両陣営からの支援の代替や世界市場との繋がりを求めたアンゴラのような国々の政府や反政府武装集団だけではありませんでした。

このような会社の活動が活発化したことには、例えば1990年代以降の世界における国民国家の位置付けや能力というものの変化や、民営化、市場自由化なども大きく影響していました⁴¹。かつては国家のみが担っていた事業の民営化は、警備、そして軍事分野までも及んだとすることができます⁴²。民間の会社を下請けにすることは、軍を維持するためのコスト削減策にもなりました。欧米諸国は、自国の軍などの下請けに民間会社を使うだけでなく、アフリカなどの国々への軍事支援プログラム（例えば軍事訓練の提供など）や平和維持活動にも民間の会社を使用するようになりました。アフリカに関して言えば、冷戦後、そしてとりわけ1990年代半ば以降にアフリカの国々について関心のなくなった欧米などの国々にとって、民間の軍事会社などを通して軍事支援を提供することで、コミットメントをしているように見せかけることができました。それだけでなく自国の兵士の命を犠牲にすることの政治的なリスクを避けながら、戦略上都合の良い決定をすることを可能にするものでした⁴³。例えば、1990年代後半のアフリカへの支援（African Crisis Response Initiative: ACRI）は、欧米諸国などがアフリカの紛争に介入する意思を失っていたことを背景に、ウガンダなどアフリカ諸国の軍の平和維持活動能力を向上させる名目で行われましたが、この支援もアメリカの民間会社であるMPRI社を通して行われました⁴⁴。

民間の警備会社や軍事会社が提供するサービスを必要としたのは、国家や反政府武装集団、天然資源開発会社だけではありませんでした。1990年代、NGOや国連機関などはスタッフの安全が保障されないような危険な地域にまで活動範囲を拡大させていました⁴⁵。また、国営企業の民営化が進むにつれ増加した国内の会社や多国籍企業なども、警備の必要性を感じていました。実際、EOの関連会社は、多国籍企業やNGO、国連機関などにも、護衛、要人保護、物資の保護・輸送、国連スタッフの緊急避難などのサービスを提供しました⁴⁶。

南アフリカにおける規制が厳しくなった1999年、EOは解散しました。しかしこのことは、関連会社のネットワークのなかで最も注目されていたEOが正式には存在しなくなっただけのことでありEOが提供していたサービスは、公式にあるいは非公式にEOに関連する会社に引き継がれ、むしろ全体像をますます掴みにくくする効果があった、という見方が有力であると言えます。解散前には、EOのリーダーたちが役職から降りたりEOの関連会社が個人のコンサルタントを通して顧客との契約を結ぶようになったりなど、彼らの活動をより見えにくくする傾向がありました⁴⁷。イギリスの学者ダフィールドは、EOの解散は、EOのネットワークを複雑かつ監視困難なものに再編成されたこと意味する可能性が高いことを指摘しました⁴⁸。

2004年3月、赤道ギニアにおけるクーデター計画に関与したとして、60名を超える人々がジンバブエで逮捕されました。赤道ギニアにおいても十数名が逮捕されました⁴⁹。一部メディアは、イギリスのサッチャー元首相の息子による金銭的な関与を大きくとりあげましたが、この時の逮捕者の多くが元EOや関連会社のスタッフであったことも注視する必要があります。逮捕者のなかには、1993年以降のアンゴラ政府とEOとの契約交渉に役割を果たし、その後EOの関連会社の運営に関与していたサイモン・マンも含まれていました。この事件は、EOのネットワークが最近になっても活発に活動をしている可能性を示すものと言えます。

<7> アンゴラ政府の武器購入

1991年にアンゴラ政府とUNITAとの間に結ばれた和平合意(ビッセ合意)は、アンゴラ政府側にもUNITA側にも武器が移転されることを禁止しました。しかし1992年から1994年にかけての激戦時には、大量の武器がUNITA側だけでなくアンゴラ政府側にも流れました。1993年から翌年にかけて、アンゴラ政府は数年分の石油生産を担保に25億ドルから35億ドルを武器に費やしたという推計もあり、サハラ以南のアフリカ諸国のなかでは、最大の武器購入国であったと言われています⁵⁰。EO関連会社であるヘリテージ・オイルなどの石油会社が、アンゴラ政府の武器購入のために貸付金を提供したとも言われています⁵¹。また、1993年以降の戦況は、アンゴラ政府が大量に武器を購入することを可能にしました。

さらに1994年11月に和平協定(ルサカ協定)が結ばれて以降も、UNITA側もアンゴラ政府側も武器を入手し続けました。ルサカ協定そのものは、武器の入手について直接言及していませんでしたが、ルサカ協定に付随した文書は、UNITA側とアンゴラ政府側へのいかなる軍事用品の供給も禁止していました⁵²。また、ルサカ協定のもとで、ビッセ合意は適用可能なものでした。しかし、1993年の国連安全保障理事会決議864号は、UNITAへの武器の供給は明白に禁止しましたが、決議の第19パラグラフは、アンゴラ政府に一定の条件下での武器の輸入を認めたと解釈できるものでした⁵³。その後、国連安全保障理事会は1995年の決議976号において、決議864号の第19パラグラフの遵守を求めるとともに、国連の平和維持軍(UNAVEM)がアンゴラで活動している期間は、アンゴラ政府側もUNITA側も武器を入手しないよう求めました⁵⁴。しかしここでもまだ、アンゴラ政府側への武器移転に関する是非は、曖昧なままでした。

1993年4月、アンゴラ政府は、ビッセ合意における武器入手禁止には従わないことを明言し、同年の夏には、アメリカ合衆国、ロシア、ポルトガル、イギリスその他の国々は、アンゴラ政府への武器輸出禁止を解除しました(ただし、アメリカ合衆国とイギリスは、アンゴラ政府への武器の移転を控えました)⁵⁵。さらに1995年、アンゴラ政府は、安保理決議976号がアンゴラ政府への武器禁輸を支持していることはアンゴラの主権を侵害するものであると宣言しました。アメリカ合衆国やイギリスは、アンゴラへの武器移転を完全に禁止しようとしたましたが、ロシア及び当時の安全保障理事会の理事国であったブラジルの反対に遭いました⁵⁶。

1995年、ロシアの外交官は、安全保障理事会がアンゴラへの武器輸出を完全に禁止することについては、アンゴラへの武器輸出額が膨大なものであったために、ロシアやブラジル、ポルトガルなどが猛反対をしたことを認めました⁵⁷。

こうして、武器はアンゴラ政府へと移転され続けました。1995年3月、T-55戦車10台などを含むアンゴラ政府軍向けの武器がアンゴラの首都ルアンダの空港に到着しました⁵⁸。国連関係者は、ただ見ている以外には何もできなかった、述べています⁵⁹。

おわりに

2002年2月、UNITAのザヴィンビ議長が戦死するとUNITAは弱体化し、和平気運が高まりました。2002年4月4日、停戦合意に関する覚書が政府軍とUNITA軍によって署名され、独立以来27年におよんだ紛争は、事実上終結しました。1991年のピッセ合意の時点では、国内避難民や難民の数は12万人強であったと言われています。しかし1992年以降の激戦のなかでその数は膨れ上がり、2002年に紛争が終わった時には、アンゴラの総人口の約3割にあたる400万人が国内避難民となり、さらに44万人以上が周辺国で難民となっていたと言われています⁶⁰。

アンゴラ政府側とUNITA側への武器の移転は、1990年代のアンゴラにおける武力紛争のなかで、どのような役割を果たしたと言えるのでしょうか？1990年代初頭から、アンゴラでは何度も停戦や和平合意が試みられ、国連の平和維持軍が派遣され、選挙や兵士の武装解除など、多くの取り組みがなされました。しかし、その過程のなかでの様々な問題や対立などを理由に武力紛争に逆戻りし、結局は1990年代を通じて戦闘行為は継続されました。紛争の平和的解決への試みがなされていた頃、そして戦闘が激化し、何十万人もの人々が命を落とし、手足を失い、親や兄弟、子どもを失い、何百万人もの人々が家を追われ、国内避難民となっていた頃、同時に行われていたのは、政府軍側およびUNITA側への膨大な量の武器の移転でした。



地図：www.lonelyplanet.com より許可を得て掲載

© 2005 Lonely Planet Publications

武力紛争が長期化した背景には、武器の問題の他にも様々な背景があったことは言うまでもありません。しかし、移転された武器は、平和的な解決を拒否して武力紛争を継続し、人権侵害や国際人道法に違反する行為を行い、アンゴラの多くの村々を壊滅することを可能にする役割を果たしたと言える面があります。

このような移転には、様々な人々が関与していました。移転に許可を与える国々がありました。移転を積極的に手助けをする国々や、黙認する国々がありました。ブローカー取引に関与する人々や、アンゴラの天然資源の利権などと引き換えに資金を提供する人々がありました。ブローカーを保護する国々がありました。アンゴラ政府やUNITAと契約を結んで直接に戦闘に関与する人々がありました。冷戦後の世界において、合法あるいは非合法に武器の移転に関与する人々が活動しやすい環境が急速に世界に拡大していきましたが、各国は、それらを規制する法を持たず、あるいは法があっても守られていないか、適用することができませんでした。刻印がなされていない武器も大量に移転され、今となってはそのような武器移転に関して責任を追及されるべき人々の特定すらできません。

このような移転においては、移転される武器によって命を落としていく人々、大切な人を亡くし家を追われる人々のことや、長期化する紛争が人々の生活に深刻な影響を与え続けていくことが、考慮されていたとは言えません。紛争において、アンゴラ政府側は、国家の安全を保障する権利を主張し UNITA 側は、アンゴラの人々を解放しようとしていることを主張しました。しかし、国家の安全は、誰のためにあるのでしょうか？人々の命や手足を奪い、村々を焼き尽くし、生活を破壊し尽くすことで、何から解放しようとしたのでしょうか？

2002 年以降、アンゴラでは、難民や国内避難民の帰還、元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰のプログラム、地雷撤去やインフラ整備、公衆衛生その他の取り組みが実施されています⁶¹。ロドリナ (右写真 28 ページのインタビュー参照) が住んでいた地域でも井戸水が確保され、彼女の仕事は少し楽になりました⁶²。しかし、アンゴラの歌のなかで「この国には子どもの玩具よりも銃が多い」と歌われるように、長年の紛争によって、アンゴラの社会のなかには数百万もの武器が出回っていると言われます⁶³。紛争が終わっても、出回った武器は犯罪に用いられたりするなど、治安の改善を妨げるなどの問題を引き起こしていることが伝えられています⁶⁴。アンゴラの人々が安心して暮らせるようになるには、まだまだ多くの取り組みが必要とされています。

写真 ©Crispin Hughes /Oxfam



アンゴラの紛争は、一応の終焉を迎えました。しかし、1990 年代にアンゴラ政府側と UNITA 側に武器を流した人々の多くは責任を問われることはなく、同様の活動を展開することが可能な環境は変わっていません。多くの国は国内での取り組みが不十分なままで、とりわけ武器のブローカー取引や「合法」な移転に関する国際的な取り組みは、及び腰な政府や反対する政府がいることもあり、遅々として進んでいません。アンゴラ国内における元兵士の社会復帰や、国内にでまわっている武器についての取り組み、警察などの改革などを行うことは非常に重要です。そして同時に、各国の政府には、アンゴラでの紛争を教訓として、武器の供給という側面における様々な問題に真摯に取り組むことが、緊急に求められています。



写真 ©Craig Owen/Oxfam

紛争中、ジェイム (Jaime :写真左から二番目) と彼の家族は、住んでいた村を追われ、山の中の洞穴に隠れました。植物の根でも動物でも、生き延びるために手に入るものは何でも食べました。村は焼き尽くされ、持ち物は全て奪われました。紛争後、ジェイムや他の村人たちは、生活を立て直そうとしています。自分たちで作物を育てはじめ、家も建て直しました。村の真ん中に掘られた大きな井戸 (写真) は、彼らの努力を支えています。

-
- ¹ オックスファムのスタッフによる現地インタビュー、2000年。
- ² Human Rights Watch, *Angola unravels: the rise and fall of the Lusaka peace process*, London, HRW, 1999.
- ³ Human Rights Watch, *World Report 1994*, 1994.
- ⁴ UNSC Resolution 864, 1993.
- ⁵ UNSC Resolution 1237, 1999.
- ⁶ UNSC Resolution 1295, 2000.
- ⁶ 以下の4つの報告書を参照
UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA, *Final Report of the UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA*, -S/2000/203- 10 March 2000.
UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Final Report of the Monitoring Mechanism on Angola Sanctions*, -S/2000/1225- December 21, 2000.
UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Addendum to the final report of the Monitoring Mechanism on Sanctions against UNITA*, -S/2001/363- 18 April 2001.
UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Supplementary report of the Monitoring Mechanism on Sanctions against UNITA* -S/2001/966- 12 October 2001.
- ⁷ UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Addendum to the final report of the Monitoring Mechanism on Sanctions against UNITA*, -S/2001/363- 18 April 2001, p.9.
- ⁸ UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA, *Final Report of the UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA*, -S/2000/203- 10 March 2000.
UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Final Report of the Monitoring Mechanism on Angola Sanctions*, -S/2000/1225- December 21, 2000.
UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Addendum to the final report of the Monitoring Mechanism on Sanctions against UNITA*, -S/2001/363- 18 April 2001.
- ⁹ Vandewalle, F., *Ostend Airport as a pivot of international arms' trade*, April 15, 2001
<http://www.cleanostend.com>
- ¹⁰ Wood, B. and Peleman, J., *The Arms Fixers: Controlling the Brokers and Shipping Agents*, Norwegian Initiative on Small Arms, Oslo, and British-American Security Information Council, London, November 1999, Ch.5.
- ¹¹ 英語では'The Embargo Buster'あるいは'The Merchant of Death'
- ¹² 本名は Viktor Anatoljevitch Bout, 他に使用する名前は Butt, Bont, Butte, Boutov, Sergitov など多数。
パスポートナンバーは 21N0532664, 29N0006765, 21N0557148, 44N3570350 その他。以下の資料が詳しい。
UN the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo, *Final report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo*, -S/2002/1146- 16 October 2002.
- ¹³ ヴィクター・ボウトの活動は、以下の資料を参照。
Wood, B. and Peleman, J., *The Arms Fixers: Controlling the Brokers and Shipping Agents*, Norwegian Initiative on Small Arms, Oslo, and British-American Security Information Council, London, November 1999.
UN Panel of Experts Appointed Pursuant to Security Council Resolution 1306, *Report of the Panel of Experts Appointed Pursuant to Security Council Resolution 1306 (2000)*, Paragraph 19, in Relation to Sierra Leone -S/2000/1195- 20 December, 2000.
UN Panel of Experts pursuant to Security Council resolution 1343 (2001), *Report of the Panel of Experts pursuant to Security Council resolution 1343 (2001)*, paragraph 19, concerning Liberia -S/2001/1015- 26 October 2001.
UN the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo, *Report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo*, -S/2001/357- 12 April 2001.
UN the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo, *Final report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo*, -S/2002/1146- 16 October 2002.
Raeymaekers, T., *Network War: An Introduction to Congo's Privatised War Economy*, International Peace Information Service Report October 2002, International Peace Information Service, Antwerp, 2002.
- ¹⁴ この際にも、ボウトの会社の一つであり、UNITAへの武器供給に関与したとされる「エア・セス」の名前が挙がった。また、ボウトが長年拠点としてきたアラブ首長国連邦の政府関係者の関与も報告されている。
- ¹⁵ 詳細な情報は以下を参照。
Frontline World <http://www.pbs.org/frontlineworld/stories/sierraleone/bout.html>
"Russian al-Qaida Suspect Gives Moscow Interview", *Associated Press*, March 1, 2002.
"Fiasco Or Cover-Up in Moscow?", *Radio Free Europe*, 7 March 2002, Vol. 2, No. 9.
"Victor B watched for Taliban ties", *The Washington Times*, 22 July 2002.
"Hunt is on for top arms trafficker: Belgians issue warrant for man who may have supplied al-Qaida", *Washington Post*, 26 February, 2002.

-
- ¹⁶ 詳細な情報は以下を参照。
“Arms Dealer Wanted in Africa, Needed in Iraq”, *the Inter Press Service*, 21 May, 2004.
“IRAQ: Blacklisted Russian Tied to Multimillion Dollar Deals with U.S. Contractors”, *The Los Angeles Times*, 14 December, 2004.
“Reconstruction Deal With a ‘Merchant of Death’?” *Newsweek*, 13 December, 2004.
- ¹⁷ “Arms Dealer Wanted in Africa, Needed in Iraq”, *the Inter Press Service*, 21 May, 2004
- ¹⁸ モスクワでのボウトの生活については、2003年にPeter Landesman が、ボウトと過ごした数日間について書いた記事を参照。これまで殆ど入手されていなかった彼の写真なども掲載。
Landesman, P., “Arms and the Man”, *New York Times Magazine*, 17 August, 2003.
- ¹⁹ Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001.
- ²⁰ ここまでの情報は、以下を参照。
Landesman, P., “Arms and the Man”, *New York Times Magazine*, August 17, 2003. (ボウトのインタビュー)
UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA, *Final Report of the UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA*, -S/2000/203- 10 March 2000.
UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Final Report of the Monitoring Mechanism on Angola Sanctions*, -S/2000/1225- December 21, 2000.
Wood, B. and Peleman, J., *The Arms Fixers: Controlling the Brokers and Shipping Agents*, Norwegian Initiative on Small Arms, Oslo, and British-American Security Information Council, London, November 1999.
Raeymaekers, T., *Network War: An Introduction to Congo’s Privatised War Economy*, International Peace Information Service Report October 2002, International Peace Information Service, Antwerp, 2002.
- ²¹ UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Final Report of the Monitoring Mechanism on Angola Sanctions*, -S/2000/1225- December 21, 2000.
- ²² UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Final Report of the Monitoring Mechanism on Angola Sanctions*, -S/2000/1225- December 21, 2000.
- ²³ ここまでの議論は、以下の文献を参照。
Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001.
- ²⁴ ここからの EO に関する情報は、以下の文献を参照。
Avant, D., *The Market for Force: Exploring the Privatisation of Military Services*, Prepared for discussion at the Council on Foreign Relations Study Group on the Arms Trade and the Transnationalization of the Defense Industry: Economic versus Security Drivers, The Council on Foreign Relations, New York with an office in Washington, DC, 1999.
Cilliers, J., Private Security in War-Torn African States, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999, Ch. 1.
Cilliers, J. and Cornwell, D., Africa – From the privatisation of security to the privatisation of war?, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999, Ch.11.
Dietrich, C., The Commercialisation of Military Deployment in Africa, *African Security Review*, Vol. 9, No. 1, Institute for Security Studies, 2000.
Duffield, M., *Aid Policy And Post-Modern Conflict: A Critical Review*, Occasional Paper 19, Birmingham, The School of Public Policy, University of Birmingham, 1998.
Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001.
Enomoto, T. *Resource Exploitation in the Conflict in the Eastern Democratic Republic of the Congo: The Evolving Forms and the Processes*, MA Thesis, University of Leeds, 2004.
Howe, H., African Private Security, *Conflict Trends*, No. 1, The African Centre for the Constructive Resolution of Disputes: ACCORD, 2000.
Moore, R. and Hoyos, L. D., Executive Outcomes Ties Lead to London and Bush, *Executive Intelligence Review*, Jan. 31, 1997, p. 42-43.
Pech, K., Executive Outcomes—A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999, Ch. 5.
Reno, W., African Weak States and Commercial Alliances, *African Affairs*, 96, 1997, p.165-185.
Singer, P. W., *Corporate Warriors: The Rise of Privatized Military Industry*, Cornell University Press, NY, 2003.
Wrigley, C., *The Privatisation of Violence: New Mercenaries and the State*, Campaign Against Arms Trade, 1999.
- ²⁵ Pech, K., Executive Outcomes—A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999, Ch. 5, p. 84.
- ²⁶ この部分に関しては、例えば以下の文献が詳しい。
Singer, P. W., *Corporate Warriors: The Rise of Privatized Military Industry*, Cornell University Press, NY, 2003, p.

-
- 102.
- ²⁷ 遠藤貢 南部アフリカにおける紛争、政治暴力、犯罪」アジア経済研究所、『アジア・アフリカの武力紛争 - 共同研究会中間成果報告 - 2002年』、第一章。
- ²⁸ 実際の給与額は、以下の文献を参照。
Singer, P. W., *Corporate Warriors: The Rise of Privatized Military Industry*, Cornell University Press, NY, 2003, p. 103.
- ²⁹ この部分に関しては、例えば以下の文献が詳しい。
Pech, K., Executive Outcomes—A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999. Ch. 5.
- ³⁰ この部分に関しては、例えば以下の文献が詳しい。
Singer, P. W., *Corporate Warriors: The Rise of Privatized Military Industry*, Cornell University Press, NY, 2003, p. 108.
Avant, D., *The Market for Force: Exploring the Privatisation of Military Services*, Prepared for discussion at the Council on Foreign Relations Study Group on the Arms Trade and the Transnationalization of the Defense Industry: Economic versus Security Drivers, The Council on Foreign Relations, New York with an office in Washington, DC, 1999.
- ³¹ Human Rights Watch, *Angola, Between War and Peace: Arms Trade and Human Rights Abuses since the Lusaka Protocol*, February 1996.
- ³² Pech, K., Executive Outcomes—A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999. Ch. 5.
- ³³ Pech, K., Executive Outcomes—A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999. Ch. 5.
- ³⁴ Pech, K., Executive Outcomes—A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999. Ch. 5.
- ³⁵ Selber, J. and Jobarteh, K., From Enemy to Peacemaker: The Role of Private Military Companies in Sub-Saharan Africa, *Medicine & Global Survival*, Vol. 7, No. 2, February 2002, p. 90-95.
Sheppard, S., Foot Soldiers of the New World Order: The Rise of the Corporate Military, *New Left Review*, March/April 1998.
- ³⁶ Singer, P. W., *Corporate Warriors: The Rise of Privatized Military Industry*, Cornell University Press, NY, 2003, p. 108, p. 109.
- ³⁷ Singer, P. W., *Corporate Warriors: The Rise of Privatized Military Industry*, Cornell University Press, NY, 2003, p. 108, p. 109.
Campbell, D., *Making a Killing: Marketing the New 'Dogs of War'*, The Center for Public Integrity, March 8, 2005.
- ³⁸ Human Rights Watch, *Angola, Between War and Peace: Arms Trade and Human Rights Abuses since the Lusaka Protocol*, February 1996.
Isenberg, D., Soldiers of Fortune Ltd: A Profile of Today's Private Sector Corporate Mercenary Firms, *Center for Defense Information Monograph*, November 1997.
- ³⁹ Avant, D., *The Market for Force: Exploring the Privatisation of Military Services*, Prepared for discussion at the Council on Foreign Relations Study Group on the Arms Trade and the Transnationalization of the Defense Industry: Economic versus Security Drivers, The Council on Foreign Relations, New York with an office in Washington, DC, 1999.
Dietrich, C., The Commercialisation of Military Deployment in Africa, *African Security Review*, Vol. 9, No. 1, Institute for Security Studies, 2000.
Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001.
Pech, K., Executive Outcomes—A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999. Ch. 5.
- ⁴⁰ Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001.
- ⁴¹ Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001, p. 65.
- ⁴² Cillers, J. and Cornwell, D., Africa – From the privatisation of security to the privatisation of war?, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999, Ch.11, p. 231.
- ⁴³ Avant, D., *The Market for Force: Exploring the Privatisation of Military Services*, Prepared for discussion at the Council on Foreign Relations Study Group on the Arms Trade and the Transnationalization of the Defense Industry: Economic versus Security Drivers, The Council on Foreign Relations, New York with an office in

-
- Washington, DC, 1999.
- ⁴⁴ Enomoto, T., *Resource Exploitation in the Conflict in the Eastern Democratic Republic of the Congo: The Evolving Forms and the Processes*, MA Thesis, University of Leeds, 2004.
- ⁴⁵ Avant, D., *The Market for Force: Exploring the Privatisation of Military Services*, Prepared for discussion at the Council on Foreign Relations Study Group on the Arms Trade and the Transnationalization of the Defense Industry: Economic versus Security Drivers, The Council on Foreign Relations, New York with an office in Washington, DC, 1999.
- ⁴⁶ Pech, K., Executive Outcomes—A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999. Ch. 5, p. 91 & p. 103.
- ⁴⁷ Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001, p. 65.
- ⁴⁸ Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001, p. 186.
- ⁴⁹ "The men behind the 'Guinean plot' ", *BBC News*, Friday, 12 March, 2004.
- ⁵⁰ Human Rights Watch, *Angola: Arms Trade and Violations of the Laws of War Since the 1992 Elections*, New York: Human Rights Watch, 1994.
- ⁵¹ *Africa Confidential*, February 17, 1995.
- ⁵² "Military forces can be supplied with food and medicines under the verification and monitoring of the United Nations. They cannot receive any military equipment, lethal or otherwise." *U.N. Document DPI/1552*, p.88.
- ⁵³ *UNSC Resolution 864*, 1993.
- ⁵⁴ *UNSC Resolution 976*, 1995.
- ⁵⁵ Human Rights Watch, *Angola, Between War and Peace: Arms Trade and Human Rights Abuses since the Lusaka Protocol*, February 1996. (based on Human Rights Watch interview, New York, July 18, 1995.)
- ⁵⁶ Human Rights Watch, *Angola, Between War and Peace: Arms Trade and Human Rights Abuses since the Lusaka Protocol*, February 1996. (based on Human Rights Watch interview, New York, July 18, 1995.)
- ⁵⁷ Human Rights Watch, *Angola, Between War and Peace: Arms Trade and Human Rights Abuses since the Lusaka Protocol*, February 1996. (based on Human Rights Watch interview, New York, July 18, 1995.)
- ⁵⁸ HRW, *Angola, Between War and Peace: Arms Trade and Human Rights Abuses since the Lusaka Protocol*, February 1996. (based on Human Rights Watch interviews, Luanda, March 17, 1995.)
- ⁵⁹ HRW, *Angola, Between War and Peace: Arms Trade and Human Rights Abuses since the Lusaka Protocol*, February 1996.
- ⁶⁰ Gomes, J. and Parsons, I., *Sustaining the peace in Angola: An overview of current demobilisation, disarmament and reintegration*, Monograph No 83, April 2003, Institute for Security Studies (ISS), 30 April 2003.
- ⁶¹ アンゴラのDDR については、以下の文献を参照。
Hitchcock, N. Disarmament, Demobilisation, Reintegration: The Case of Angola, *Peacekeeping*, 2004, p. 36-40.
Porto, J. G., *From Soldiers to Citizens: A Study of the Social, Economic and Political Reintegration of UNITA ex-combatants in post-war Angola—Overview and Synthesis—*, Institution for Security Studies, 18 October 2004.
- ⁶² 'What Difference have nearby water taps made to Rodrina?' <http://tv.oneworld.net/tapestry?node=2053>
- ⁶³ Angola :Disarmament, demobilization, and reintegration, *News and Views on Africa from Africa*, September 2003. http://www.newsfromafrica.org/newsfromafrica/articles/art_1561.html
- ⁶⁴ Angola :Disarmament, demobilization, and reintegration, *News and Views on Africa from Africa*, September 2003. http://www.newsfromafrica.org/newsfromafrica/articles/art_1561.html

第五章 キャンペーンの提言

武器の拡散と不正使用に関する様々な問題が与える影響は、危機的なレベルにまで達しています。しかしこれらは、世界にいきなり降りかかった天災ではなく私たち人間が作り出した、私たちの社会のありかたに深い関わりのある問題です。このことは、各国政府や国際機関、NGO、そして私たち一人一人の行動によって、武器についての問題解決への道が開ける可能性があることを意味します。



武器の拡散と不正使用に関する問題は、複雑な様相を見せています。このような問題については、単一の側面からの、限られた地域での取り組みだけでは限界があります。例えば、紛争後の武器が出回っているコミュニティの中で元兵士への武装解除や社会復帰を促進し、回収した武器を破壊して開発支援などを行ったとしても、際限なく武器が流れ込んでくるのでは効果が限られてしまいます。コミュニティから武器を回収しても、人々を守るべき治安部隊などに適切な訓練がなされ、彼らが人権を守ることや武器が厳重に保管されることが保証されなければ、人々の不安はなくなりません。また、非合法的な武器移転への対策を進めても、国際人権法や国際人道法を侵害するような行為に武器を使用する軍などに対して、

政府の許可を得て「合法」に武器が移転される状況について対策がとられなければ、武器は不正に使用され続けます。さらに、武器移転を規制する国内法が整備されても、それぞれの武器に適切な刻印がなされていないければ、実際に違反行為がなされた際に、製造会社や製造国、移転ルートを追跡し、その移転に関与した人々が負うべき責任を追及することは困難になります。



「コントロール・アームズ」キャンペーンは、武器規制の実現のために、国際レベル、地域レベル、国家レベル、コミュニティレベルにおいて、武器の供給と需要という両方の視点からの様々な取り組みがなされることを求めます。すべての国家は、武器の拡散と不正使用に関して、国際法に基づいた責任のある行動をとらなければなりません。武器が不正に使用されることや、武器の移転が無責任に許可されることは、避けられないことではなく、また国家の国益になることでもありません。

国際レベルでなされるべきこと

- 各国政府は、武器貿易条約 (ATT: The Arms Trade Treaty) を締結し、国際人権法を侵害する行為、国際人道法の重大な侵害にあたる行為や集団殺害 (ジェノサイド)、人道に対する罪にあたる行為などに武器が使用されることが明らかな場合や、地域の安全や開発などに悪影響を与える可能性がある場合などは移転を行わないことを合意すべきです。

- 各国政府は、武器のブローカー取引、輸送、資金調達、ライセンス生産などに関して、武器貿易条約の原則に沿った国際的な取り組みを促進すべきです。
- 各国政府は、武器が出回り 不正に使用されていることにより深刻な被害が生じている地域への支援として、より多くの資金援助をすべきです。

地域レベルでなされるべきこと

- 国際人権法および国際人道法が遵守されるべく 武器規制に関する地域的な合意を各国政府間で形成し 強化すべきです。

国家レベルでなされるべきこと

- 各国政府は、軍や警察が不正に武器を使用しないことを保証すべきです。軍や警察は、既存の国際人権法の基準や国際人道法の原則に基づき、責任を持って武器を使用すべきです。そのためには、適切な訓練がなされ、規律と規制が行き届いていなければなりません。すべての政府は、国連の「法執行官による力および火器の使用に関する基本原則」、法執行官のための行動要綱」やジュネーブ諸条約その他の国際的な基準を遵守すべきです。
- 各国政府は、国際人権法及び国際人道法の重大な侵害にあたる行為を行った人々について、遅滞なく罪に問い、適切な刑罰を課すべきです。
- 各国政府は、武器の輸出入、通過、生産、管理、使用を規制するために、現行法の遵守を確保するか、あるいは新たに法を整備すべきです。武器の移転を許可する際には、武器貿易条約の基準を適用すべきです。武器の生産や所持、移転などに関して、定期的に十分な情報を公開し、情報については立法府によって定期的な監視がなされるべきです。
- 各国政府は、市民社会と協力し、容易な武器入手や武器の不正使用に関しての状況を調査して、解決策を考案し、実施すべきです。
- 武力紛争の後には、政府は国際的な機関と協力して、武装解除、動員解除、社会復帰のプログラムを適切に実施すべきです。

コミュニティ・レベルでなされるべきこと

- 余剰武器や非合法的な武器の流通量を減らし、コミュニティ間及びコミュニティと警察などとの間の信頼関係を構築し、地域の安全が確保されるべきです。
- 武器による自衛に頼らなくても安全な社会を確保し、武器による被害者を支援し、生活のためにやむをえず武器を手にする人がなくなるようにする取り組みがなされるべきです。

武器の拡散と不正使用に関する多方面からの取り組みが緊急になされるべきことは、様々な政府が認識し、論じてきました。しかし、本当に必要なのは、言葉ではなく実際の取り組みです。各国政府による取り組みは、現在までのところ、遅すぎます。迅速に行動を起こすことが必要です。

これまでの取り組みに欠けている部分

1990年代以降、通常兵器、なかでも小型武器に関する取り組みの必要性が議論され、これまでいくつかの取り組みが実際になされてきました。ここでは、1990年代以降の取り組みのいくつかを概説し、どのような取り組みが抜け落ちており、何が必要とされているのかについて説明します。

国際レベル・地域レベルでの既存の取り組み

これまでの取り組みは、国際レベル・地域レベルにおいては、対象が小型武器に限定される傾向、条約ではなく政治的な取り決めという形をとる傾向、地域的な取り決めが多い傾向、そしてそれらの取り決めが国家レベルによって遵守されない傾向があると言えます。

移転の規制には、日米欧等の旧ココム¹加盟国、ロシア及び東欧諸国などが参加するワッセナー・アレンジメント(Wassenaar Arrangement: WA)において2002年に合意された「小型武器および軽兵器の輸出に関するベスト・プラクティス・ガイドライン」、ヨーロッパ、中央アジア、北アメリカなどの国々から成る欧州安全保障・協力機構(The Organisation for Security and Cooperation in Europe: OSCE)で1993年に合意された「通常兵器の移転に関する原則」や2000年に合意された「小型兵器と軽兵器に関する文書」、そしてヨーロッパ連合(European Union: EU)で1998年に合意された「兵器輸出に関する行動規範」などがあります。これらは、「コントロール・アームズ」キャンペーンが提案する武器貿易条約に類似した要素を持つ規制と言えますが、**全て政治的な取り決めであり、法的拘束力はありません**。さらに、ワッセナー・アレンジメントのガイドラインおよび2000年のOSCEの文書は、対象が小型武器および軽兵器に限られています。加えて、ワッセナー・アレンジメントそのものは、重兵器も含めた武器や汎用品の移転を管理しようとするものですが、現在はココム¹の頃と違い、長期にわたって一定した規制対象が存在するとは言えないため、参加国の対応が一致しない国々もあります²。よって、ある国がある相手への輸出を自制したとしても、他の国々が輸出すべきでない相手とみなしていなければ、結局武器は移転されます。さらに、武器等の生産・輸出は増加してきており、それらの多くの国々はワッセナー・アレンジメントに参加していません³。そのため、参加国が輸出を拒否した場合でも、代わりに非参加国が供給してしまう可能性を残しています。OSCEやEUによる規制についても、規制に沿って実際の移転の可否を判断する裁量は参加国に委ねられており、また規制に従うことが求められるのは参加国のみです。例えば、ベルギーは2002年にネパールへの武器の輸出を許可しましたが、これはドイツ政府が輸出を許可しなかったため、代わりにベルギーに発注されたものでした⁴。ベルギー政府は、この輸出はネパールが「テロと戦う」ためのものであり、「非常に倫理的である」と主張しています⁵。

南北アメリカでは、1998年に「銃器、弾薬、爆発物、およびその他関連部品の不正な製造及び取引を防止する米州条約」⁶が発効し、また「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の国際移動の規制に関するモデル・レギュレーション」が合意されました。米州条約は法的拘束力があるものの、その目的はいわゆる「非合法的な」取引などの防止であり、国家が武器の取引を「合

法」とする際の基準について扱うものではありません。つまり、武器の移転の可否を判断する際の基準として、「コントロール・アームズ」キャンペーンが提案する武器貿易条約に含まれるような、人権や国際人道法の原則などの基準を設けるものではありません。また、モデル・レギュレーションは政治的な取り決めに過ぎず、武器移転の可否の際の基準には触れていません。そして両者とも、通常兵器全般ではなく限定された武器を対象としています。

西アフリカでは、1998年、西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States: ECOWAS) によって3年間の「小型武器の輸出入 製造モラトリアム (一時停止)」が採択されました。2001年にはモラトリアムが延長されました。しかしこのモラトリアムも政治的な取り決めであり多くの違反行為が確認されています⁷。大湖・アフリカの角地域においては、2000年に「大湖地域およびアフリカの角地域における不正小型武器の拡散に関するナイロビ宣言」が採択され、2004年には、法的拘束力のある「大湖地域およびアフリカの角地域における小型武器及び軽兵器の防止 規制・削減に関するナイロビ議定書」に11か国が署名しました。南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC) では、2004年に銃器、弾薬、爆発物、およびその他関連部品の規制に関する議定書⁸が発効しました。この議定書も法的拘束力を持ちます。しかしナイロビ議定書もSADCの議定書も、武器の「非合法的な移転や非合法的な武器」に焦点を当てたものであり既存の国際法の下での国家の義務について明示的に言及するものではなく、国家が武器の取引を「合法」とする際の基準について扱うものではありません。また、両議定書とも、通常兵器全般を対象とするものではありません。

同様に、ブローカー取引や刻印・追跡などに関する取り決めも、政治的な取り決めや、対象が小型武器に限定されたもの、特定の地域などに限定されたものが多く、例えばブローカーに関して人権や国際人道法の観点から規制をするものは少ない傾向にあります。

国連においては、1992年に国連軍備登録制度が設置され、1996年に「武器の国際移転に関するガイドライン」が作成されました。2001年には、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (国連国際組織犯罪条約)」を補足する「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書 (第四議定書)」⁹が採択され、2005年4月22日現在、批准国は増加してきています。また、2001年7月に小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議が開催され、「あらゆる側面における小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅のための行動計画」⁹が採択されました。この国連小型武器会議に関しては、2003年に中間会合が開催され、2005年にもう一度中間会合が開かれ、2006年に再検討会議が開かれることになっています。

国連軍備登録制度は、法的拘束力がないにも関わらず、多くの国が情報を提出するなどしています。ただし、この制度は重兵器を中心とした7カテゴリーの武器¹⁰について、輸出入その他の情報を提出するのみであり、移転の許可基準について、規制を設けているものではありません。1996年の国連のガイドラインは、通常兵器に関するものですが、政治的な文書にすぎず、また移転の許可基準について明示的に言及してはいません。銃器・弾薬・爆発物・その他の関連部品の密造・非合法取引に対する議定書⁸は、対象となる武器が限定されています。また、あくまで

非合法的な製造や移転に関するものであり「合法」とされる移転について規制をするものではありません。小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議のプロセスは、対象が小型武器に限定されています。また、このプロセスにおいては一定の進展が認められるものの、進展のある分野が国家レベルあるいはコミュニティレベルでの取り組みに偏る傾向があります。2001年に「あらゆる側面における小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅のための行動計画」が合意されて以降、小型武器の刻印と追跡の問題が議論されてきましたが、2005年4月22日現在、法的拘束力のある取り決めが成立するには至っていません。また、小型武器のブローカー取引に関する取り組みは後延ばしにされており、現時点では、何らかの専門家グループが形成されるなどの段階にすら至っていません。小型武器の移転の問題にいたっては、2001年7月の国連会議では76ヶ国もの国々が移転の可否を判断する基準の必要性に言及していたにも関わらず、最終的には行動計画に明確に盛り込まれることはなく、曖昧な表現に留められました¹¹。この背景には、アメリカなどの国々の強い反対がありました¹²。以後の行動計画のプロセスにおいて、小型武器の移転に関して進展があったとは言えません。さらに、行動計画においては国際人道法について言及している箇所は非常に少なく、国際人権法にいたっては一言も言及されていません。

小型武器の分野での取り組みがいまだに不十分なものであることは、国連の「腎威、挑戦、変化に関する国連事務総長ハイレベル諮問委員会」が2004年12月に発表した報告書によっても指摘されています。各国政府には、より安全な世界に向けて **国連加盟国は、小型武器の刻印と追跡、そしてブローカー取引及び移転に関する、法的拘束力のある合意についての交渉を促進し結論に至るべきである**という報告書の提案を、迅速に実行に移すことが求められます。

もちろん、通常兵器に関するこのような状況の背景には、国際レベル・地域レベルにおける武器の供給側の問題についてのNGOなどによる活動が、国家レベルやコミュニティレベルでの需要側の問題についての活動に比べて活発とは言えなかったことがある可能性も指摘されています¹³。しかし、これまで武器の供給側の問題について活動してきたNGOはもとより、国家レベルやコミュニティレベルでの需要側の活動に焦点を当ててきたNGOも、武器の供給側の問題への取り組みが遅いままに活動を続けても効果が限られてしまうことを、日々の活動のなかで強く感じてきました。

NGOも、国際機関も、そして各国政府も、武器の供給側の問題と需要側の問題の両方に、緊急に取り組まなければならない時が来ています。武器の移転が、他国での人権侵害や国際人道法の重大な侵害につながるようにするために、移転許可の基準を設定する必要があります。そして同時に、ブローカー取引や武器の刻印・追跡、ライセンス生産などに関する規制を強化する必要があります。

国家レベル・コミュニティレベルでの取り組み

武器の使用を伴った暴力は、不可避のものではありません。武器の所持や使用については厳格な規制と訓練が必要であり、不正に所有されている武器や余剰武器は取り除かれる必要があります。そしてそのためには、紛争が平和的に解決される環境や、武器がなくとも安全が保証さ

れることを人々が確信している状況が必要です。軍や警察は、既存の国際人権法の基準や国際人道法の原則に基づき、責任を持って武器を使用すべきです。そのためには、適切な訓練がなされ、規律と規制が行き届いていなければなりません。すべての政府は、国連の「法執行官による力および火器の使用に関する基本原則」、「法執行官のための行動要綱」やジュネーブ諸条約その他の国際的な基準を遵守すべきです。

国家レベルそしてコミュニティ・レベルでのこのような取り組みは、この 10 年あまりにおいて非常に進展してきたと言えます。様々な国々で取り組みがなされてきています。各国で、国家、国際機関、NGO などが協力して取り組むようになってきており、国連の平和維持活動において、元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰のプログラムが行われたりするなど、国家レベルあるいはコミュニティ・レベルでの取り組みは、重要視されるようになってきています。

1999 年、マラウイでは、武器犯罪の増加を食い止めるための十分な対策を政府が実施していないことについて、NGO などが厳しく批判しました。以降、マラウイ政府はイギリス政府の支援を受けて、犯罪及び武器の非合法な所有を撲滅するための対策に、コミュニティの組織が関与することにしました¹⁴。ブラジルのリオデジャネイロでは、NGO がリオデジャネイロ警察と協力し、警察によって没収された武器の詳細なデータベースを作るためのコンピューター・システムを導入しました¹⁵。

【コラム 4】カンボジアの小型武器対策

カンボジアでは、20 年以上の内戦において蓄積した小型武器がクメール・ルージュの崩壊後一挙に拡散しました。その結果、社会に小型武器が蔓延しており、軍や警察だけでなく一般市民も多くの小型武器を保有しています。正確な統計は存在しませんが、現在カンボジアには 50 万から 100 万の武器が存在していると言われていています¹。また、銃による被害に関しては、例えば 2004 年には、銃により年間 839 人が死傷しているという統計があります¹。

このような銃の拡散に対処するため、カンボジア政府、国際機関、NGO が協力して問題に取り組んでいます。カンボジア政府は DDR を進め、武器の回収とともに元兵士の社会復帰を実現し、防衛費を削減することで安定した社会を生み出そうとしています。また、政府は DDR だけではなく、市民の間で拡散している小型武器を回収するための事業も展開しています。

外国からの支援も行われています。例えば、EU はカンボジア政府を支援するため、ASAC (Assistance on Curbing Small Arms and Light Weapons in Cambodia) と呼ばれるプログラムを 2000 年に始め、小型武器対策を進めています。日本からも EUASAC への支援と連携して JSAC が立ち上げられ、小型武器の回収を進めています。

カンボジアでは NGO の動きも活発です。カンボジアの小型武器 NGO である WGWR (The Working Group for Weapons Reduction) は市民への啓蒙活動や政府への働きかけを通して小型武器問題に取り組んでいます。その他にも、日本の NGO を含む各国の NGO がカンボジアで DDR などの活動に従事しています。

もちろん、このような取り組みは、単に行えば良いというものではありません。このような取り組みには、当事国政府、国内の市民社会、コミュニティ、国際機関、ドナー政府、海外の NGO など、様々なアクター間の協力と調整が必要です。また、人々が武器を持つ理由は様々です。武装集

団から身を守るためであったり、文化的シンボルとしてであったり、憲法によって保障された権利としてであったりします。そしてさらに他にも様々な動機が交錯していることが頻繁にあります。したがって、国家そしてコミュニティのレベルの対策については、個々の状況に合わせた対策を講じる必要があります。そのためには、各国およびコミュニティに関する詳細な理解が必要です。そして、政府と市民社会との協力関係や信頼関係、およびコミュニティの人々の参加が必要です。そして、このような取り組みが効果を上げるためには、国外から規制なく武器が流れ込む状況から、本当に必要な武器のみが供給される状況への変化が伴わなければなりません。国家レベル及びコミュニティレベルでの取り組みを今後とも継続するとともに、武器の供給側への取り組みについて、これまでより積極的なイニシアティブがとられることが必要です。

武器貿易条約とは

国際レベルにおける非常に重要な取り組みとしてキャンペーンが求めているものが、「武器貿易条約」(Arms Trade Treaty: ATT)を締結し、武器の不正使用に繋がるような移転を禁止することです。現在、国際社会には、武器の移転を規制するための共通の原則について合意をすることが、緊急に求められています。武器の移転に関する取り組みは、武器の刻印、追跡やブローカー取引などに関する取り組みなどと並んで、武器の不正使用に歯止めをかけるための重要なステップと言えます。これらの取り組みは単独では十分な成果を持ちえません。**すべての取り組みが一貫性を確保しながらなされることが重要**です。また、そのような取り組みは、地域を越えた国際的なものであるべきであり、法的拘束力を持つものであるべきです。

ATTは、武器の移転に関して、国際法の下において既に存在する各国政府の義務を結晶化させ、明確にするものです。特定の地域で確立された原則を、他の地域に押し付けるものではありません。近年、そのような義務に沿った取り組みが、各国、地域的そして多国間の場でなされてきており、ATTの内容はそれらの取り組みと大きな違いがあるものではありません。

2001年に採択された「あらゆる側面における小型武器非合法取引の防止、除去、撲滅のための行動計画」も、「あらゆる側面における小型武器の非合法取引の防止、除去および撲滅」の paragraph 11において、参加国は国家レベルにおいて「全ての小型武器を対象とし、国際法の下において存在する国家の責任と整合的で厳格な国内規則・手続きに基づき、輸出許可申請書に関し、これらの武器が非合法取引に迂回する危険があることをとりわけ考慮に入れて、評価を行う」ことが明記されています。したがって、日本を含め、この行動計画に同意したすべての国家には、国際法の下での責任と整合的な形で、輸出許可申請書の評価をすることが求められます。しかし、行動計画においては、「国際法の下に存在する国家の責任」とは、どのようなものであり、そしてそのような責任と整合的で厳格な国内規則・手続きに基づいた輸出許可申請書の評価」とは、どのようなものなのか、については具体的に明示されていません。「コントロール・アームズ」キャンペーンが提案しているATTとは、国際法の下において既に存在する国家の義務を結晶化させ、明確にしようとするものです。言い換えれば、**ATTの原則は、行動計画に明記されている取り組みのありかたを具体的に提示するもの**と言えます。

武器貿易条約 (ATT: Arms Trade Treaty) の原則

【原則 1】国家による許可

締約国からの国際的な武器移転は、いかなる場合においても、その締約国の許可がなくてはならない。国際的な武器移転は、国内の認可手続きに則り、認可書の発行をもって許可がなされたものでなければならない。

【原則 2】明示的な制限

各締約国は、以下にあげるような国際法の下での義務に反する国際的武器移転については、これを許可してはならない。

国際連合安全保障理事会の決定を含めた、国際連合憲章 (例えば、安全保障理事会により決定される武器禁輸措置、武力による威嚇または武力の行使の禁止、国内問題不干渉義務など)

締約国が拘束される国際条約

戦闘員と文民の区別なしに打撃を与える武器、或いは過度の傷害又は無用の苦痛を与える性質の武器の使用禁止

【原則 3】武器の使用のされ方に基づく制限

各締約国は、国際的な武器移転を許可するにあたって、その武器移転が以下のような結果になる可能性があることを認識している場合や当然に認識していかねばならない場合は、許可をしない。

国連憲章 (特に国家間の武力行使に関して) に違反して用いられる

人権の重大な侵害に用いられる

国際人道法の重大な侵害に用いられる

集団殺害 (ジェノサイド)、人道に対する罪に用いられる

第三者の手に渡り、上記のような使用をされる

【原則 4】考慮する要素

締約国は、移転を許可するかどうかの決定に際し、検討中の武器の移転について以下のような可能性があるかどうかを考慮に入れなければならない。

暴力犯罪の遂行のためにあるいは暴力犯罪の遂行を助長するために使用される

地域の安全に悪影響を与える

持続可能な開発に悪影響を与える

第三者の手に渡り、上記のような使用をされる

【原則 5】透明性

国際的な武器移転を登録する国際機関を設置する。各締約国は、年次報告書を提出し、登録機関は、年次報告書その他の定期報告書を発表する。

多くの政府が、武器の「合法」移転とは、国内法に基づき国家によって許可されたものであると解釈しています。しかし、国家によって許可された移転であるというだけでは、国際法上合法であるとは限りません。武器の移転が本当の意味で合法であるためには、国内法においても国際法においても合法的なものでなければなりません。

武器の刻印・追跡、ブローカー取引や移転その他の武器の供給側の問題は、特定の国家の問題ではなく、特定の地域の問題でもありません。これらの問題は世界規模の問題であり、国家や地域を超えた取り組みが必要です。もちろん、各国による取り組みや、各地域での取り組みは重要です。しかし、特定の国家や地域のみにおける取り組みだけでは、武器の製造やブローカー取引の拠点が、より規制の緩い国家や地域に移動してしまう可能性を残します。武器の供給側の問題は、地域の枠を超えて、国連などの場で議論されるべきであり、ATTなどの条約は、多くの国が参加するものでなければなりません。また、これまでの政治的な取り決めには、合意した国々による実際の行動が伴っていないことが頻繁にあります。武器の供給側の問題についての取り決めは、最終的には法的拘束力のある条約として文書化されなければなりません。

日本政府が果たすべき役割

これまで日本政府は、小型武器を含む通常兵器に関する国際的・地域的な取り組みにおいて、主導的な役割を果たしてきており、その貢献は高く評価されています。日本政府も、対人地雷や小型武器といった兵器は、「人間の安全保障」と密接に関連する問題となっている。とした上で、これらの武器への取り組みは、「復興と平和の前提となる安全を構築する上で極めて重要であり『人間の安全保障』の実現にとっても重要な意義を有している」と認識し、小型武器、地雷問題の解決を、重要な柱の一つとして位置付けていることを主張しています¹⁶。「人間の安全保障」を外交の重要な要素であるとする日本政府には、人間の安全を根源的に脅かす問題についての国際的な取り組みにおいて、大きな役割を果たすことが期待されています。国連の「脅威、挑戦、変化に関する国連事務総長ハイレベル諮問委員会」が2004年12月に発表した報告書は、「より安全な世界に向けて『国連加盟国は、小型武器の刻印と追跡、そしてブローカー取引及び移転に関する、法的拘束力のある合意についての交渉を促進し結論に至るべきである』と提案しています。そして実際、2005年1月27日、ハイレベル諮問委員会報告書に関する国連総会非公式審議において、大島国連常駐代表は演説のなかで、小型武器の問題に成功裡に対処することは、平和を定着させ、「人間の安全保障」を促進することに大いに貢献するものである、として報告書がこの問題を重視したことを評価し、「今や、力を結集し、共通の課題に取り組むことによって、諮問委員会に負けるとも劣らない成果を得る責任は我々国連加盟国にあります。」と明言しています。

日本で「コントロール・アームズ」キャンペーンを行う NGO は、小型武器を含む通常兵器の供給側の問題、そしてとりわけ通常兵器の移転の問題は、より安全な世界を目指す上で日本が迅速かつ積極的に取り組まなければならない問題であると考えます。

確かに、日本政府は1990年代からの通常兵器に関する取り組みにおいて、一定の役割を果たしてきました。2001年の国連会議以降も、アジア太平洋地域での議論を促進するべく活動し、

また国家レベルやコミュニティ・レベルでの取り組みについて様々な支援を行ってきました。日本政府としても、小型武器などに関し、「国際社会をリードできる立場にあると言える」と自負しています¹⁷。しかし、2001年以降、武器の供給側の諸問題についての取り組みにおいて、日本政府が積極的な役割を果たしているとは言えない面があります。武器の移転に関しても、2005年4月22日現在まで、ATTについての国際的な会議が何度も開かれ、ATTの原則を支持する国々がイニシアティブをとってきました。しかし日本政府は、そのような会議に出席しても、ATTに関する日本政府としての立場や意見を明確に表明することすらしていません。日本政府は、「通常兵器問題に対して日本が取り得るアプローチは、大別して二つある」とした上で、「既に流通、蓄積され、紛争、治安悪化の原因となっている武器に対する措置」（例えば新たな非合法の流通を防止する武器を回収、除去するといった処置）と並んで「これまで国際社会が培ってきた規範や制度の強化・普遍化」を挙げ、対人地雷禁止条約などを例示し、「国際社会が作った規範の遵守を徹底させ、また、制度を強化することにより、通常兵器による被害を未然に食い止めることにつながる」としています¹⁸。しかし、これまで国際社会において培われてきた規範に基づいた通常兵器の移転規制を結晶化させ、遵守を徹底させるための議論において、現在のところ、日本政府が重要な役割を果たしているとは言えません。

2001年の小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議においては、小型武器の移転の可否を判断する基準について、最終的な行動計画に明確に盛り込まれることはなく曖昧な表現に留められました。しかしこのことは、会議に参加していた国々が、基準が必要ないと認識していたことを意味するものではありません。実際、会議の場では、76ヶ国もの国々が移転の可否を判断する基準を設けることを提案していました。アメリカなどの国々の反対があり、国連会議のプロセスにおいて移転許可の基準についての取り組みが実質的に棚上げされた形であるからといって、日本政府がこの問題に取り組む必要がないことにはなりません。

移転許可の基準を求める様々な国々は、既に行動を起こしてきています。2005年4月22日現在までに、コスタリカ、マリ、カンボジア、フィンランド、アイスランド、ケニア、イギリス、セネガル、ニュージーランドなどの国々が公式に支持を表明しており、その他、公式な支持表明はなくともATTを支持する国々が増加してきています。とりわけ2004年9月に武器輸出国であるイギリスが公式に支持を表明して以降は、ATTに関する国際的な議論が活発化してきています。ATTの支持国は、ATTの原則を推進すべく行動計画のプロセスや国連総会などにおける今後のイニシアティブのありかたについて、既に議論を進めています。2005年3月15日、イギリス政府は、通常兵器の問題において欠けている重要な問題が移転規制であることを述べ、通常兵器全般について規制する条約の締結に向けて国際社会全体が取り組むべきであるとして、2005年6月のG8外相会合で協議する意向を表明しました。ATTに関する今後の議論は、今後さらに活発化することが見込まれます。武器の問題が深刻なアフリカの諸国においても、様々なイニシアティブがとられています。2005年4月22日現在までに、西アフリカでは、ECOWASの「小型武器の輸出入製造モラトリアム（一時停止）」の強化と条約化に向けた取り組みが既に始まっています。「大湖地域およびアフリカの角地域における小型武器及び軽兵器の防止・規制・削減に関するナイロビ議定書」の署名国の間では、武器の移転に関するガイドラインについての議論が進んでいます。これらの取り組みに関し、例えばEUなどからの国際的な支援がなされています¹⁹。また、アフリ

力の発展のための国際社会の役割について、2004年2月に設置されて以降、活発に議論をしてきた「アフリカ委員会」(Commission for Africa)が2005年3月11日に発表した報告書は、「アフリカの紛争で使用される武器のほとんどが、アフリカで製造されたものではなく輸入されたものである」と指摘し、最近のアフリカでの取り組みを評価した上で、国際社会は、優先事項として、国際的な武器貿易条約(ATT)に関する交渉を開始すべきであると明記しています。同報告書はブローカー取引についても、効果的かつ法的拘束力のある合意をしなければならない、としています。

通常兵器に関して、人間の安全保障を促進するために必要な取り組みは、例えばアフリカなどの地域レベルの努力や国家レベルあるいはコミュニティレベルにおける個々の取り組みだけでは不十分です。そのような取り組みは、国際レベルでの、武器の供給側の取り組みがなされてこそ、十分な効果が期待できるものです。すでに日本政府は、ワッセナー・アレンジメントの「小型武器および軽兵器の輸出に関するベスト・プラクティス・ガイドライン」に合意をしています。このガイドラインは、ATTの内容と同様の規制を含んでいます。しかし、実際の戦闘において被害をもたらしているのは、通常兵器のなかで「小型武器」というカテゴリーに分類された武器だけではありません。人権や人道などの観点から「小型武器」の移転のみを規制し、その他の通常兵器の移転に関しては規制をしないことを正当化する理由は存在しません。日本政府は、通常兵器全般に関して、小型武器の移転について既に合意したような移転規制に支持の意を示し、そして他の国々を先導して条約の締結に向けて尽力すべきです。通常兵器に関して、日本は先述の二つのアプローチを車の両輪として、通常兵器分野において、引き続き国際社会において主導的役割を果たしていくと主張しています²⁰。今、日本政府に求められているのは、このような言葉だけではなく、人間の安全を保障するために必要とされる取り組みについてイニシアティブをとり、国際的に大きな役割を果たすという意味を、実際の行動において示すことです。

日本政府の全ての関係者は、ATTの原則とはどのようなものであるかについて詳細に理解した上で、国内での議論を深めるべきです。その上で日本政府は、ATTについての国際的な議論に積極的に参加すべきです。そして日本政府は、ATTの原則に関して積極的な姿勢を明確に示し、既にATTの原則を支持している諸国と共に、国連などの場においてATTの原則の推進に貢献すべきです。さらに、武器の刻印・追跡やブローカー取引などの問題についても、地域の枠を超えた法的拘束力のある条約の締結に向けて、積極的な役割を果たすべきです。また、日本政府には、通常兵器の完成品および部品や関連技術、軍用に転用可能な民用品、警察用の装備なども含めた幅広いカテゴリーに対する厳格な規制のありかたを、国際社会に示していくことが求められます。

武器の拡散と不正使用に関する様々な問題は、私たち人間の行為の連鎖が作り出し、そして私たちの社会のありかたに深く関わりのある問題です。だからこそ、各国政府や国際機関、NGO、そして私たち一人一人の行動如何によって、武器についての問題への解決の道は開けていくはずで、そのなかで、日本政府には果たすべき役割があります。行動を起こさなければならない時は、既に来ています。

-
- ¹ ココムは設立当初、1949年11月に設置された上部決定機関であるConsultative Group(CG)と、1950年にCGの下に設置された事務レベルの常設機関である調整委員会 (Coordinating Committee on Multilateral Export Controls : ココム) から成り立っていた。1952年にはアジアの共産圏への輸出規制を扱うために中国委員会 (チンコム) がCGのもとに設立された。CG/ココム/チンコムを総称してココムと呼ばれることが多い。条約に依拠しておらず法的拘束力はなかった。
- ² Cevalos, F. M., *Survey and Assessment: Alternative Multilateral Export Control Structures*, Working Paper No. 3, CSIS, April 2001.
- ³ Cevalos, F. M., *Survey and Assessment: Alternative Multilateral Export Control Structures*, Working Paper No. 3, CSIS, April 2001.
- ⁴ *Small Arms Survey 2004: Rights at Risk*, a project of the Graduate Institute of International Studies, Oxford University Press, 2004, p. 125.
- ⁵ *Small Arms Survey 2004: Rights at Risk*, a project of the Graduate Institute of International Studies, Oxford University Press, 2004, p. 125.
- ⁶ *UN Document A/53/78*.
- ⁷ *Small Arms Survey 2004: Rights at Risk*, a project of the Graduate Institute of International Studies, Oxford University Press, 2004, p. 111-114.
- ⁸ *UN Document A/RES/55/255*.
- ⁹ *UN Document A/CONF. 192/15*.
- ¹⁰ 2003年、大口径火砲の口径を100ミリから75ミリまで引き下げ、またミサイル及びミサイル発射基に携帯式地对空ミサイルを含めるようになったことから、7カテゴリーのうち2カテゴリーのなかに、小型武器に含まれる兵器の一部が含まれることとなった。
- ¹¹ *Small Arms Survey 2003: Development Denied*, a project of the Graduate Institute of International Studies, Oxford University Press, 2003, p. 231-232.
- ¹² *Small Arms Survey 2003: Development Denied*, a project of the Graduate Institute of International Studies, Oxford University Press, 2003, p. 231-232.
アメリカの反対意見については、以下を参照。
Bolton, J. R. (Under Secretary of State for Arms Control and International Security), *the plenary address to the United Nations Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons*, Washington, DC, July 9, 2001.
- ¹³ 佐藤丙午 「小型武器問題とミクロ軍縮 - 新しい国際規範の形成と国連の役割 - 」、『防衛研究所紀要』第6巻第1号、2003年9月、70-94ページ。
- ¹⁴ Wood, B., Mwakasungura, U. and Phiri, R., Report of the Malawi Community Safety and Firearms Control Project, Lilongwe, August 2001.
- ¹⁵ Anders, H., *Tracking Lethal Tools: Marking and Tracing Arms and Ammunition: a central piece of the arms control puzzle*, Control Arms Campaign, December 2004.
- ¹⁶ 外務省軍備管理 科学審議官組織監修、財団法人国際問題研究所軍備・不拡散促進センター協力、『日本の軍縮・不拡散外交』、平成16年4月、2ページ、26ページ。
- ¹⁷ 外務省軍備管理 科学審議官組織監修、財団法人国際問題研究所軍備・不拡散促進センター協力、『日本の軍縮・不拡散外交』、平成16年4月、2ページ、167ページ。
- ¹⁸ 外務省軍備管理 科学審議官組織監修、財団法人国際問題研究所軍備・不拡散促進センター協力、『日本の軍縮・不拡散外交』、平成16年4月、45ページ。
- ¹⁹ *Council of the European Union Decision 14521/04*, November 2004.
- ²⁰ 外務省軍備管理 科学審議官組織監修、財団法人国際問題研究所軍備・不拡散促進センター協力、『日本の軍縮・不拡散外交』、平成16年4月、46ページ。

付属 「ミليون・フェイス」顔署名キャンペーン

ミليونフェイス

顔署名キャンペーンとは？



「コントロール・アームズ」キャンペーンでは、武器の規制を求める世界の市民の声を強く示すために、参加者の顔が見え、一人一人の思いを伝える新しい署名活動の試みとして、「ミليون・フェイス」顔署名キャンペーンを始めました。



これは、参加者がみずからの顔をデジタルカメラやウェブカムなどで撮影したものを、インターネット上の国際キャンペーンのウェブサイトアップロードすることで、世界中の参加者の顔が「ギャラリー」で閲覧できるというものです。また、このようなテクノロジーが普及していない国・地域では、似顔絵・自画像での署名が主流になっています。



「コントロール・アームズ」キャンペーン全体では、**2006年の国連小型武器会議までに、世界各国から100万人分の署名**を集め、会議場に向けて世界の市民の声を視覚的に示すように活用する予定です。2003年10月の国際キャンペーン開始から

2005年4月22日現在に至るまで、24万3千人を超える署名が集まっています。



日本では、パソコンに加え、携帯電話での撮影、アップロードも可能とし、参加の機会を拡大することになりました。対応機種に関しては、カメラおよびメール機能のついている最近の機種であれば、メール送信という形で登録でき、Fomaではウェブサイト上で直接登録することも可能です。今後さらに、対応機種を順次拡大していく予定です。PC・携帯電話どちらの場合でも、国内キャンペーンのウェブサイト、[「www.ControlArms.jp」](http://www.ControlArms.jp)から簡単に参加できます。

詳しい情報はウェブサイト(www.ControlArms.jp)をご覧ください。

「コントロール・アームズ」キャンペーン参加団体

武器の規制を求めるキャンペーン、『Control Arms (コントロール・アームズ)』は 2003 年 10 月に開始されました。国際的な展開をするキャンペーンの実行団体は、アムネスティ・インターナショナル、オックスファム、IANSA (イアンサ) です。日本では以下の 5 団体が実行団体として、2004 年 12 月、日本語ウェブサイトの完成と共に、正式に日本での活動を開始しました。

【実行団体紹介】

社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本

<http://www.amnesty.or.jp>

アムネスティは、すべての人が基本的な人権を享受できる社会をめざす、国際的な人権団体です。各国の調査や国際機関への提言活動のほかに、手紙書きなど誰もができる行動を通して、信仰・信念・民族などを理由に囚われた人びとの釈放、拷問や死刑の廃止、政治的殺害や「失踪」、難民、さらに女性への暴力をなくすために活動しています。その活動を認められ、1977 年にノーベル平和賞を受賞しました。武器の氾濫が深刻な人権侵害を引き起こしていることから、アムネスティは各国政府や国連に武器の規制を求めて働きかけています。「コントロール・アームズ」日本キャンペーンでは、イベントその他、顔署名の活動などを行っています。

連絡先： 〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-7 小笠原ビル 7 階

TEL :03-3518-6777 Fax :03-3518-6778

特定非営利活動法人 オックスファム・ジャパン

<http://www.oxfam.jp>

オックスファム・インターナショナルは、世界 100 カ国以上で災害・紛争時の緊急人道支援や開発支援事業を行う、13 の NGO の連合体です。支援活動の他に、武器の流れが紛争下の人々に及ぼす被害や貧困に与える悪影響、武器購入が貧困国の社会サービスに与えるしわ寄せなどについて調査し、政策提言を行っています。2005 年度ノーベル平和賞に 3 度目となるノミネートをされています。日本では 2004 年 3 月よりオックスファム・ジャパンとして活動しています。「コントロール・アームズ」日本キャンペーンに関し、オックスファム・ジャパンは、調査・研究や、日本キャンペーンのポリシーに関わる部分を行うとともに、イベントなどの顔署名活動を行っています。

連絡先： 〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2 階

TEL :03-3834-1556 Fax :03-3834-1025

特定非営利活動法人 ネットワーク 地球村』

<http://www.chikyumura.org>

1991年設立。国連・経済社会理事会 (UN ECOSOC) 特別協議資格認証団体、国連・広報局 (UNDPI) 登録NGO。国連などが提唱する飢餓、貧困、戦争、環境破壊などのない「永続可能な社会」の実現を目的に、日本各地のボランティアグループのネットワークを活かし講演会、勉強会などの啓発活動、また、ストップ温暖化キャンペーン、選挙前全国公開アンケートの実施などの国内キャンペーン、アフガニスタン支援などの活動を行っています。2004年11月に IANSA 加盟団体で立ち上げた JANSА (Japan Action Network on Small Arms :日本小型武器行動ネットワーク) の活動の一環として、「コントロール・アームズ」日本キャンペーンに関わっています。

連絡先： 〒194-0041 東京都町田市玉川学園 7-1-6 リヴェール玉川学園 208
TEL :042-729-4821 Fax :042-729-4897

テラ・ルネッサンス

<http://www.terra-r.jp>

「すべての生命が安心して生活できる社会の実現」を目的に、2001年10月設立。主にカンボジアでの地雷除去、地雷被害者への支援、小型武器、子ども兵問題の調査などを行っています。同時に日本国内では地雷や平和をテーマにした講演、ワークショップなどを通じて、平和理解教育を推進しています。現在、地雷廃絶日本キャンペーン、世界子ども兵禁止連盟に加盟しています。2004年11月に IANSA 加盟団体で立ち上げた JANSА (Japan Action Network on Small Arms :日本小型武器行動ネットワーク) の活動の一環として、「コントロール・アームズ」日本キャンペーンに関わっています。

連絡先： 〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町 5-23 内藤マンション 302
TEL :075-645-1802 Fax :075-645-1802

特定非営利活動法人 インターバンド

<http://www.interband.org>

私たちインターバンドは、世界各地で起こっている紛争を対岸の火事として傍観するのではなく、紛争地や紛争の可能性のある国々へ赴き、表面的な争いだけでなく、その背後にある根源的原因 (root causes) を分析し、その地域で活動するNGOと協力して解決に当たり、また国際社会に早期警報 (early warning) を発し、紛争を予防することを活動の目的としています。2004年11月に IANSA 加盟団体で立ち上げた JANSА (Japan Action Network on Small Arms :日本小型武器行動ネットワーク) の活動の一環として、「コントロール・アームズ」日本キャンペーンに関わっています。

連絡先： 〒222-0026 神奈川県横浜市港北区篠原町 2816-22
TEL :045-439-4003 Fax :045-439-4004



Oxfam InterBand

環境と平和のNPO

ネットワーク『地球村』



インターバンド、ネットワーク『地球村』、そして テラ・ルネッサンスは [iansa](http://www.iansa.org) および [JANSА](http://www.jansa.org) の加盟団体です。

参考文献目録

- 遠藤貢 南部アフリカにおける紛争、政治暴力、犯罪」アジア経済研究所、『アジア・アフリカの武力
争 - 共同研究会中間成果報告 - 2002年』、第一章。
- 外務省軍備管理 科学審議官組織監修、財団法人国際問題研究所軍備・不拡散促進センター協力、
「日本の軍縮・不拡散外交」、平成16年4月。
- 国際連合憲章
- 佐藤丙午 小型武器問題とミクロ軍縮 - 新しい国際規範の形成と国連の役割 - 』、防衛研究所紀
要』第6巻第1号、2003年9月、70-94ページ。
- 武内進一 誰がルワンダに武器を与えたのか？ :NGOによる調査資料から」『アフリカレポート』No.20,
1995年、10-15ページ。
- 山根 達郎 武力紛争と小型武器問題 DDR 支援を中心に 』国際問題研究所 平成14年度
外務省委託研究 紛争予防』』、2003年、第6章。 <http://www.jiia.or.jp/>
- Africa Confidential*, February 17, 1995.
- Amnesty International, *Indonesia: Paying the price for stability*, AI Index: ASA 21/001/1998,
1998.
- Amnesty International, *Take a Step to Stamp Out Torture*, AI Index: ACT 40/013/2000, 2000.
- Amnesty International, *Terror Trade Times*, June 2001.
- Amnesty International, *The Russian Federation: Denial of justice*, AI Index: EUR 46/027/2002,
2002.
- Amnesty International Report 2001*, Amnesty International.
- Amnesty International Report 2002*, Amnesty International.
- Amnesty International Report 2003*, Amnesty International.
- Anders, H., *Tracking Lethal Tools: Marking and Tracing Arms and Ammunition: a central piece of
the arms control puzzle*, Control Arms Campaign, December 2004.
- Aneja, A., "India, Russia seal tank deal 310 T-90s TO ENHANCE FIREPOWER IN DESERT"
The Hindu, Chennai, Feb. 16, 2001, www.biiss.org/nuclear/Feb2001/08.htm
- Angola :Disarmament, demobilization, and reintegration, *News and Views on Africa from Africa*,
September 2003. http://www.newsfromafrica.org/newsfromafrica/articles/art_1561.html
- Archer, D. and Gartner, R., *Violence and Crime in Cross-national Perspective 1900-1974*, Ann
Arbor, 1994.
- "Arms Dealer Wanted in Africa, Needed in Iraq", *the Inter Press Service*, 21 May, 2004.
- Atmar, M. H., Politicisation of Humanitarian Aid and its Consequences for Afghans, *Disasters*,
25 (4), 2001, p. 321-330.
- Avant, D., *The Market for Force: Exploring the Privatisation of Military Services*, Prepared for
discussion at the Council on Foreign Relations Study Group on the Arms Trade and the
Transnationalization of the Defense Industry: Economic versus Security Drivers, The Council
on Foreign Relations, New York with an office in Washington, DC, 1999.
- Bankoff, G., Rendering the World Unsafe: 'Vulnerability' as Western Discourse, *Disasters*, 25 (1),
2001, p. 19-35.
- Bolton, J. R. (Under Secretary of State for Arms Control and International Security), *the plenary
address to the United Nations Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light
Weapons*, Washington, DC, July 9, 2001.
- Bonn International Center for Conversion* ウェブサイトより。
<http://www.bicc.de/helpdesk/stories/cambodia.html>
- Brummitt, C., "Indonesia resumes war with Aceh rebels, but at what cost?" *Associated Press*,
26 May 2003.
- Campbell, D., *Making a Killing: Marketing the New 'Dogs of War'*, The Center for Public Integrity,
March 8, 2005.
- Cevasco, F. M., *Survey and Assessment: Alternative Multilateral Export Control Structures*,
Working Paper No. 3, CSIS, April 2001.
- Chalk, P., 'Light arms trading in SE Asia', *Janes Intelligence Review*, 1 March 2001.
- Cilliers, J., Private Security in War-Torn African States, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace,
profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for
Security Studies, Pretoria, 1999, Ch. 1.
- Cilliers, J. and Cornwell, D., Africa - From the privatisation of security to the privatisation of
war?, in Jakkie, C. and Peggy, M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security
in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999, Ch.11.
- Clarke, D., "Annan keeps pressure on US for Liberia role", *Reuters*, 30 June 2003,
[http://story.news.yahoo.com/news?tmpl=story&cid=578&ncid=578&e=9&u=/nm/20030630/ts_](http://story.news.yahoo.com/news?tmpl=story&cid=578&ncid=578&e=9&u=/nm/20030630/ts_nm/liberia_dc)
[nm/liberia_dc.](http://story.news.yahoo.com/news?tmpl=story&cid=578&ncid=578&e=9&u=/nm/liberia_dc)

Collier, P., "Development and Peace", *Global Future*, First Quarter 2003.

Cost of the War — Economic, Social and Human Cost of the War in Sri Lanka, National Peace Council of Sri Lanka, January 2001.

Courtney, C., *Corruption in the Official Arms Trade*, Transparency International (UK), Policy Research Paper 001, April 2002.

Craft, C., *Weapons for Peace, Weapons for War: The effect of arms transfers on War Outbreak, Involvement and Outcomes*, 1999.

Crime Information Analysis Centre – South African Police Service, January 2003, www.saps.org.za/8_crimeinfo/200111/crime/illpos.htm

"Crimes Related To The Gun In 2004", *Working Group for Weapons Reduction*, 31 December 2004, <http://www.wgwr.org/pr%20crime%20in%2004.htm>

Cukier, W., "Firearms regulation: Canada in the international context", *Chronic Diseases in Canada*, April 1998.

Cukier, W. "Gender and Small Arms", Small Arms Firearms Education and Research Network (SAFER-Net), www.ryerson.ca/SAFER-Net/

"Dangerous Dealings: Changes to US military assistance after September 11th", Human Rights Watch, February 2002.

Dietrich, C., The Commercialisation of Military Deployment in Africa, *African Security Review*, Vol. 9, No. 1, Institute for Security Studies, 2000.

Dillion, Michael and Reid. "Global Governance, Liberal Peace and Complex Emergency" Draft. Alternatives. 2000 March.

Dobbs, M., "US had key role in Iraq buildup", *Washington Post*, 30 December 2002.

Duffield, M., *Aid Policy And Post-Modern Conflict: A Critical Review*, Occasional Paper 19, Birmingham, The School of Public Policy, University of Birmingham, 1998.

Duffield, M., *Global Governance and the New Wars: The Merging of Development and Security*, London, Zed Books, 2001.

Duffield, M., Governing the Borderlands: Decoding the Power of Aid, *Disasters*, 25 (4), 2001, p. 308-320.

Enomoto, T., *Resource Exploitation in the Conflict in the Eastern Democratic Republic of the Congo: The Evolving Forms and the Processes*, MA Thesis, University of Leeds, 2004.

Explosive Remnants of War — unexploded ordnance and post conflict communities, Landmine Action, April 2002.

"Fiasco Or Cover-Up in Moscow?" *Radio Free Europe*, 7 March 2002, Vol. 2, No. 9.

Fleshman, M., *Small arms in Africa, Counting the cost of gun violence*, www.un.org/ecosocdev/geninfo/afrec/vol15no4/154arms.htm

Frontline, 20 (20), September 27–October 10 2003

www.spacewar.com/2004/040319144251.2k85voix.html

Frontline World <http://www.pbs.org/frontlineworld/stories/sierraleone/bout.html>

Gautam, K.C. (UNICEF Deputy Executive Director), *Vitamin and Mineral Deficiency Global Progress Report*, Official Statement, UNICEF House, 24 March 2004

http://www.unicef.org/media/media_20081.html

Gentleman, A., "Kremlin admits hundreds missing in Chechnya", *Guardian*, 5 June 2001.

Godnick, W., Muggah, R. and Waszink, C., *Stray Bullets: the Impact of Small Arms Misuse in Central America*; Small Arms Survey, occasional paper no. 5, October 2002.

Gomes, J. and Parsons, I., *Sustaining the peace in Angola: An overview of current demobilisation, disarmament and reintegration*, Monograph No 83, April 2003, Institute for Security Studies (ISS), 30 April 2003.

Grimmett, R. F., *Conventional Arms Transfers to Developing Nations, 1994-2001*, Report for Congress, Congressional Research Service, 6 August 2002.

Grimmett, R. F., *Conventional Arms Transfers to Developing Nations, 1996-2003*, Report for Congress, Congressional Research Service, 26 August 2004.

Gun Free South Africa, January 2003, www.gca.org.za/facts/statistics.htm

Heads roll in Indian bribery scandal", *BBC News*, 14 March 2001, http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/south_asia/1219434.stm

Heidelberg Institute for International Conflict Research (HIIC), *Conflict Barometer 2002*, 2002. www.hiik.de/en/main.htm

Hillier, D. and Wood, B., *Shattered Lives: the case for tough international arms control*, Amnesty International and Oxfam International, 2003.

Hitchcock, N. Disarmament, Dimobilisation, Reintegration: The Case of Angola, *Peacekeeping*, 2004, p. 36-40.

"How a gun massacre changed Britain", *BBC News*, Tuesday, 7 December, 2004

<http://news.bbc.co.uk/go/pr/fr/-/1/hi/magazine/4075055.stm>

Howe, H., African Private Security, *Conflict Trends*, No. 1, The African Centre for the Constructive Resolution of Disputes: ACCORD, 2000.

Human Development Report, UNDP 2003.

- Human Rights Watch, *World Report 1994*, 1994.
- Human Rights Watch, *Angola: Arms Trade and Violations of the Laws of War Since the 1992 Elections*, New York: Human Rights Watch, 1994.
- Human Rights Watch, *Angola, Between War and Peace: Arms Trade and Human Rights Abuses since the Lusaka Protocol*, February 1996.
- Human Rights Watch, *Angola unravels: the rise and fall of the Lusaka peace process*, London, HRW, 1999.
- Humphreys, M., *Economics and Violent Conflict*, Harvard University, August 2002.
www.preventconflict.org/portal/economics/Essay.pdf.
- "Hunt is on for top arms trafficker: Belgians issue warrant for man who may have supplied al-Quida", *Washington Post*, 26 February, 2002.
- Ibrahimi, S. Y., "Afghan Gun Culture Costs Lives", *Afghan Recovery Report*, No.149, 25 November 2004.
http://www.iwpr.net/index.pl?archive/arr/arr_200411_149_2_eng.txt
- ICRC, *Arms Availability and the Situation of Civilians in Armed Conflict*, Geneva, International Committee of the Red Cross, 1999.
- "India to buy 5 VVIP jets from Embraer", *Rediff.com India*, September 19, 2003
www.rediff.com/money/2003/sep/19jets.htm
- International Committee of the Red Cross, *Arms Availability and the Situation of Civilians in Armed Conflict*, ICRC Arms Availability Report, Geneva, 1999.
- '*International Finance Facility*' proposal, HM Treasury, January 2003.
<http://www.hm-treasury.gov.uk/media/790/14/ACF6FB.pdf>
- "IRAQ: Blacklisted Russian Tied to Multimillion Dollar Deals with U.S. Contractors", *The Los Angeles Times*, 14 December, 2004.
- Isenberg, D., *Soldiers of Fortune Ltd.: A Profile of Today's Private Sector Corporate Mercenary Firms*, *Center for Defense Information Monograph*, November 1997.
- "Israel's history of bomb blasts", *BBC website*, 11 June, 2003,
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/middle_east/1197051.stm
- "Kalashnikov: 'I wish I'd made a lawnmower'", *Guardian (UK)*, 30 July 2002.
- Kobusingye, O., 'Going to the Source of the Illness', presentation at 'Small Arms and the Humanitarian Community: Developing A Strategy for Action', Nairobi, Kenya, 18-20 November 2001.
- Landesman, P., "Arms and the Man", *New York Times Magazine*, 17 August, 2003.
- Leer, A., "Making sense of war zone Isiolo", *MS-Kenya, Partner NEWS*, Vol. 4, No. 2, 2001.
- "Les Suspects Habituels: les Armes et les Mercenaires du Liberia en Côte d'Ivoire et en Sierra Leone", *Global Witness*, March 2003.
- "Light Weapons, Heavy Casualties", *America's Defense Monitor*, Center for Defense Information (CDI), December 1998, <http://www.cdi.org/adm/1216/>
- MacFarquhar, N., "Yemen turns to tribes to aid hunt for Qaeda", *New York Times*, 27 October 2002.
- Millennium Development Goals website: www.developmentgoals.org/index.htm
- Miller, M., Azrael, D., and Hemenway, D., "Rates of household firearm ownership and homicide across US regions and states, 1988-1997", *American Journal of Public Health*, 1 December 2002, Vol. 92, Issue 12.
- Milling, T. J., "Guns in America Part II: Killers, gang bangers and drug dealers go for their guns", *Houston Chronicle*, 1997, www.chron.com/content/chronicle/nation/guns/
- "Ministers back 20-fold rise in arms sales to Indonesia", *Guardian(UK)*, 1 July 2003.
- Moore, R. and Hoyos, L. D., Executive Outcomes Ties Lead to London and Bush, *Executive Intelligence Review*, Jan. 31, 1997, p. 42-43.
- MSF Campaign for Access to Essential Medicines
www.accessmed-msf.org/campaign/faq.shtm
www.accessmed-msf.org/prod/publications.asp?sctid=22420041625454&contenttype=PARA
 &
- Muggah, R. and Batchelor, P., *Development Held Hostage: Assessing the effects of small arms on human Development*, UN Development Programme (UNDP), April, 2002.
- Murray, C. and Lopez, A., eds., "The global burden of disease: a comprehensive assessment of mortality and disability from diseases, injuries, and risk factors in 1990 and projected to 2020", *Global Burden of Disease and Injury Series*, vol. I. Harvard School of Public Health on behalf of the WHO and the World Bank, 1996.
- Ngala, J., "Women key to disarmament", *MS-Kenya, Partner NEWS*, Vol. 4, No. 2, 2001.
- Omega Foundation, *Global Survey of Small Arms and Light Weapons Companies*, Background Paper, Small Arms Survey, 2003.
- Pech, K., Executive Outcomes – A corporate conquest, in Jakkie C. and Peggy M. (ed.), *Peace, profit or plunder? The privatisation of security in war-torn African societies*, Institute for Security Studies, Pretoria, 1999. Ch. 5.

- Rehn, E. and Sirleaf, E. J., *“Women, War and Peace”*, UNIFEM, 2002.
- Pickup, F., Williams, S., and Sweetman, C., *Ending Violence Against Women: A Challenge for Development and Humanitarian Work*, Oxford, Oxfam GB, 2001.
- Population Services International, *Cost-Effective Bednets Offer Promise for Malaria Control in Africa*, www.psi.org/resources/pubs/imns.html
- Porto, J. G., *From Soldiers to Citizens: A Study of the Social, Economic and Political Reintegration of UNITA ex-combatants in post-war Angola--Overview and Synthesis--*, Institution for Security Studies, 18 October 2004.
- President Bush's remarks at the White House ceremony to honour victims of the September 11 2001 attacks*, The White House, Washington, DC, 11 March 2002.
<http://usinfo.state.gov/products/pubs/sixmonths/bushremarks.htm>.
- Pupavac, V., Therapeutic Governance: Psycho-social Intervention and Trauma Risk Management, *Disasters*, 25 (4), 2001, p. 358-372.
- Raeymaekers, T., *Network War: An Introduction to Congo's Privatised War Economy*, International Peace Information Service Report October 2002, International Peace Information Service, Antwerp, 2002.
- “Reconstruction Deal With a 'Merchant of Death'?”, *Newsweek*, 13 December, 2004.
- Reno, W., African Weak States and Commercial Alliances, *African Affairs*, 96, 1997, p.165-185.
- “Russian al-Qaida Suspect Gives Moscow Interview”, *Associated Press*, March 1, 2002.
- Sagramoso, D., *The Proliferation of Illegal Small Arms and Light Weapons in and around the European Union*, Saferworld and Center for Defence Studies, July 2001.
- Selber, J. and Jobarteh, K., From Enemy to Peacemaker: The Role of Private Military Companies in Sub-Saharan Africa, *Medicine & Global Survival*, Vol. 7, No. 2, February 2002, p. 90-95.
- Sheppard, S., Foot Soldiers of the New World Order: The Rise of the Corporate Military, *New Left Review*, March/April 1998.
- Singer, P. W., *Corporate Warriors: The Rise of Privatized Military Industry*, Cornell University Press, NY, 2003.
- SIPRI, *Transfers and licensed production of major conventional weapons: Exports to India, sorted by supplier. Deals with deliveries or orders made 1993-2002.*
http://projects.sipri.se/armstrade/INDIA_MPTS_93-02.pdf
- Sivard, R. L., *World Military and Social Expenditure*, Washington, DC, World Priorities, 1996.
- Small Arms and Light Weapons*, United Nations Department for Disarmament Affairs, 2002,
<http://disarmament.un.org/cab/salw.html>
- Small Arms Survey 2001: Profiling the Problem*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2001.
- Small Arms Survey 2002: Counting the Human Cost*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2002.
- Small Arms Survey 2003: Development Denied*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2003.
- Small Arms Survey 2004: Rights at Risk*, a project of the Graduate Institute of International Studies Geneva, Oxford University Press, 2004.
- Small Arms Survey/Centre for Humanitarian Dialogue, *Humanitarianism Under Threat: The Humanitarian Impacts of Small Arms and Light Weapons* (A Study Commissioned by the Reference Group on Small Arms of the UN Inter-Agency Standing Committee. By Muggah R. & Berman, E.) July 2001.
- Smith, D., *Atlas of War and Peace*, Earthscan, London, 2003.
- “Soldiers score own goal in war on AIDS”, *Africa Health*, 14 November 2002.
- Spiegel, P. B. and Salama, P., “War and mortality in Kosovo, 1998-99: an epidemiological testimony”, *Lancet* 2000, 355: 2204-9.
- “Stop arms to human rights abusers! Defend the Leahy Law”, Amnesty International USA website, www.amnestyusa.org/stoparms/history.html
- St Petersburg Times*, 16 April 1999.
- “Sweeping military aid under the anti-terrorism rug: security assistance post September 11th”, *Arms Sales Monitor*, No 48, Federation of American Scientists,
<http://fas.org/asmp/library/asm/asm48.html>.
- “The global menace of local strife”, *The Economist*, 24 May 2003.
- The Impact of Small Arms on Health, Human Rights and Development in Medellín: a Case Study*, Oxfam, January 2003.
- “The lost children of Rafah”, *Observer magazine*, 9 February 2003.
- “The men behind the 'Guinean plot' “, *BBC News*, Friday, 12 March, 2004.
- “Transfers of major conventional weapons to Iraq 1973-2002”, SIPRI,
http://projects.sipri.se/armstrade/Trnd_Ind_IRQ_Imps_73-02.pdf.
- UN Document A/CONF. 192/15.*
- UN Document A/RES/55/255.*

UN Document A/53/78.

“Unenforced gun laws”, *The Boston Globe*, August 14, 2004.
http://www.boston.com/news/globe/editorial_opinion/editorials/articles/2004/08/14/unenforced_gun_laws/

UNHCR *Statistical Yearbook 2001*, UNHCR, October 2002.

UNICEF and The Micronutrient Initiative, *Vitamin & Mineral Deficiency: A Global Progress Report, 2004.*, <http://www.unicef.org/media/files/vmd.pdf>

UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Final Report of the Monitoring Mechanism on Angola Sanctions*, -S/2000/1225- December 21, 2000.

UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Addendum to the final report of the Monitoring Mechanism on Sanctions against UNITA*, -S/2001/363- 18 April 2001.

UN Monitoring Mechanism on Angola Sanctions, *Supplementary report of the Monitoring Mechanism on Sanctions against UNITA* –S/2001/966- 12 October 2001.

UN Panel of Experts Appointed Pursuant to Security Council Resolution 1306, *Report of the Panel of Experts Appointed Pursuant to Security Council Resolution 1306 (2000)*, Paragraph 19, in Relation to Sierra Leone -S/2000/1195- 20 December, 2000.

UN Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo, *Report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo*, -S/2001/357- 12 April 2001.

UN Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo, *Final report of the Panel of Experts on the Illegal Exploitation of Natural Resources and Other Forms of Wealth of the Democratic Republic of the Congo*, -S/2002/1146- 16 October 2002.

UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA, *Final Report of the UN Panel of Experts on Violations of Security Council Sanctions Against UNITA*, -S/2000/203- 10 March 2000.

UN Panel of Governmental Experts on Small Arms, *Report of the UN Panel of Governmental Experts on Small Arms*, A/51/298, 27 August 1997.

UN Panel of Experts pursuant to Security Council resolution 1343 (2001), *Report of the Panel of Experts pursuant to Security Council resolution 1343 (2001)*, paragraph 19, concerning Liberia -S/2001/1015- 26 October 2001.

UNSC Resolution 864, 1993.

UNSC Resolution 1237, 1999.

UNSC Resolution 1295, 2000.

US Customs statistics on arms exports, 1995-1999.

Vandewalle, F., *Ostend Airport as a pivot of international arms' trade*, April 15, 2001
<http://www.cleanostend.com>

Vick, K., “Small arms global reach uproots tribal traditions”, *Washington Post*, 8 July 2001.

“Victor B watched for Taliban ties”, *The Washington Times*, 22 July 2002.

“What Difference have nearby water taps made to Rodrina?”
<http://tv.oneworld.net/tapestry?node=2053>

Wood, B. and Peleman, J., *The Arms Fixers: Controlling the Brokers and Shipping Agents*, Norwegian Initiative on Small Arms, Oslo, and British-American Security Information Council, London, November 1999.

Wood, B., Mwakasungura, U. and Phiri, R., *Report of the Malawi Community Safety and Firearms Control Project*, Lilongwe, August 2001.

Woodward, C., “A market where demand is high – many nations are competing to sell military hardware”, *Associated Press*, 12 December 2002.

Working Group for Weapons Reduction, *Crimes Related To The Gun In 2004*, 31 December 2004
<http://www.wgwr.org/pr%20crime%20in%2004.htm>

World Refugee Survey 2003, US Committee for Refugees, May 2003.

Wrigley, C., *The Privatisation of Violence: New Mercenaries and the State*, Campaign Against Arms Trade, 1999.

“1996: Massacre in Dunblane school gym”, *BBC Website*, On This Day: Searched by the date 13 March.
http://news.bbc.co.uk/onthisday/hi/dates/stories/march/13/newsid_2543000/2543277.stm



2003年10月、国際的なNGOであるアムネスティ・インターナショナル、オックスファム、国際小型武器行動ネットワーク(IANSA)は、武器が人権侵害や国際人道法に反する行為などに使われることを阻止することを目的とした「コントロール・アームズ」キャンペーンを開始しました。

日本では、2005年4月現在、アムネスティ・インターナショナル日本、オックスファム・ジャパン、ネットワーク『地球村』、インターバンド、テラ・ルネッサンスの5団体が協働しています。

このレポートは、オックスファム・ジャパンのスタッフにより執筆された、「コントロール・アームズ」日本キャンペーンのレポートです。



Oxfam
Japan

control arms